

平成17・18年度文部科学省「先導的大学改革推進委託」

調査研究報告書

今後の「大学像」の在り方に関する調査研究

ーメディアを利用して行う授業・通信教育の在り方ー

平成19年3月

日 本 大 学

目 次

はじめに	1
第1章 我が国における大学通信教育の歴史と現状	9
第2章 「全国アンケート調査」に見る通信制大学	17
第3章 「全国アンケート調査」に見る通信制大学院	30
第4章 「全国アンケート調査」に見る通信制短期大学	35
第5章 「全国アンケート調査」に見るメディア授業	38
第6章 我が国におけるメディア授業－中央大学の経験から－	62
第7章 海外におけるメディア授業－各国のメディア授業比較－	68
おわりに	98
資 料	
資料Ⅰ 「大学通信教育についての全国調査」調査票	103
資料Ⅱ 「大学通信教育についての全国調査」集計結果	127
執筆者一覧	147

はじめに

今後の「大学像」の在り方については、平成17年1月の中央審議会答申書「我が国の高等教育の将来像」をはじめとする諸提言が示され、また、7月には教員組織の見直しに関する学校教育法の改正が行われた。現在、文部科学省においては、これらを踏まえた具体的な施策の検討に着手しているところである。その検討にあたっては、「大学とは何か」という基本的な問題意識に立ちつつ、国際化と情報化等の社会変化の中で、「不易と流行」は何かについて十分な考察が必要となる。そうした検討の前提となる国内外の大学の実態等に関する諸々のバックデータ及びその専門的な分析については、必ずしも十分な蓄積がなく、最新の实態に関する調査・分析を行う必要がある。このため、文部科学省は今後の「大学像」の在り方に関する調査研究をテーマごとに各大学に「先導的の大学改革推進委託」をしたが、日本大学に対して「今後の「大学像」の在り方に関する調査研究：メディアを利用して行う授業・通信教育の在り方」に関するテーマが委託され、平成17年度・18年度の2年間に亘り調査研究が実施された。本書は同調査研究の報告書である。

1 調査研究の概要と方法

文部科学省からの委託テーマ「メディアを利用して行う授業・通信教育」に関する調査研究の概要と具体的な方法は下記のとおりである。

本調査研究は、国内外の高等教育機関における通信教育の活用状況、通信教育における望ましい指導体制及び学習環境の在り方等について調査研究を実施する。同課題に関する具体的な調査研究の方法としては次の通りである。

- ① ワーキンググループを組織し、作業分担を行い調査研究にあたる。
- ② ワーキンググループのメンバーは各自で資料及びデータを収集するとともに、下記のような協力機関に依頼し収集に当たる。
- ③ これらの資料及びデータは目録を作成するなどして整理を行い、重要な資料及びデータはワーキンググループで共有して検証・分析を行う。
- ④ ワーキンググループのメンバーは、メディアを利用している国内外の高等教育機関を対象にヒヤリング調査を行う。同調査は国内やアジア諸国や欧米でも行う。
- ⑤ 上記のような調査研究を基にワーキンググループを中心として討論会・打ち合わせ会を積み重ね、報告書の作成にあたる。

ワーキンググループの構成員及び協力機関は以下の通りである。

<ワーキンググループ>

代表者：高綱博文（日本大学通信教育部長・教授）

分担者：近藤健史（日本大学通信教育部学務担当・教授）

分担者：竹野一雄（日本大学大学院総合社会情報研究科教授）

分担者：眞邊一近（日本大学大学院総合社会情報研究科教授）

分担者：井上彰（中央大学通信教育部元部長・教授）

分担者：高橋陽一（武蔵野美術大学通信教育副課程長・教授）

分担者：西之園晴夫（仏教大学教授・NPO 法人学習開発研究所代表）

<協力機関>

財団法人私立大学通信教育協会

日本大学通信教育研究所

2 調査・研究の経緯

平成17年度

年 月	内 容	参加者等
12月10日	第1回打合せ会 (於：日本大学通信教育部) 文部科学省担当者より今回の委託研究の主旨，目的について説明を受け，質疑応答を行い，今後の調査・研究の進め方を検討	文部科学省 児玉 大輔 日本大学通信教育部 高綱 博文 中央大学 井上 彰 武蔵野美術大学 高橋 陽一 私立大学通信教育協会 後藤 孝子 日本大学大学院 竹野 一雄 日本大学大学院 眞邊 一近 日本大学通信教育部 近藤 健史
1月18日	第2回打合せ会 (於：日本大学通信教育部) 今後の調査・研究の分担と，3月中にアジア（韓国・中国）の大学のヒアリングを実施することを検討	日本大学通信教育部 高綱 博文 中央大学 井上 彰 武蔵野美術大学 高橋 陽一 佛教大学 西之園晴夫 私立大学通信教育協会 後藤 孝子 日本大学大学院 竹野 一雄 日本大学大学院 眞邊 一近 日本大学通信教育部 近藤 健史
3月8日 ～12日	韓国の大学調査 韓国放送通信大学，慶熙サイバー大学，釜山デジタル大学，新羅大学を訪問	日本大学通信教育部 高綱 博文 日本大学通信教育部 近藤 健史 日本大学通信教育部 若林 政弘
3月18日 19日	合宿打合せ (於：ホテルアルカディア市ヶ谷) 韓国調査の報告を始め，大学通信教育の歴史と現状，欧米諸国の状況，「大学通信教育についての全国調査」の実施方法等を検討	日本大学通信教育部 高綱 博文 中央大学 井上 彰 武蔵野美術大学 高橋 陽一 佛教大学 西之園晴夫 日本大学大学院 竹野 一雄 日本大学大学院 眞邊 一近 日本大学通信教育部 若林 政弘

3月27日 ～31日	中国の大学調査 北京師範大学，清華大学，北京 外国語大学，中華人民大学，北京 大学，華東師範大学，華東理工大 学を訪問	日本大学大学院 日本大学大学院	竹野 一雄 眞邊 一近
---------------	---	--------------------	----------------

平成18年度

年 月	内 容	参加者等	
4月 7日	全国調査部会 (於：日本大学通信教育部) 「大学通信教育についての全国 調査」の調査表の内容を検討	日本大学通信教育部 武蔵野美術大学 日本大学大学院 日本大学通信教育部	高綱 博文 高橋 陽一 眞邊 一近 若林 政弘
5月12日	「大学通信教育についての全国調 査」実施	大学36校，大学院19校，短期大 学8校に依頼，6月10日を締切日 とし，集計作業を行う	
6月14日	第1回打合せ会 (於：日本大学通信教育部) 桜美林大学の鈴木克夫助教授に よる講演「わが国における大学通 信教育の現状（問題点）と今後の 展望」を聞き協議し，今後の調査・ 研究の進め方を検討	桜美林大学 日本大学通信教育部 中央大学 武蔵野美術大学 日本大学大学院 日本大学大学院 日本大学通信教育部	鈴木 克夫 高綱 博文 井上 彰 高橋 陽一 竹野 一雄 眞邊 一近 近藤 健史
6月30日	文部科学省 「先導的・大学改革推進委託」調査 研究協力者会議	日本大学通信教育部	高綱 博文
7月26日	第2回打合せ会 (於：日本大学通信教育部) 中国調査の報告，「大学通信教育 についての全国調査」の回収状況 の報告及び集計方法を検討	日本大学通信教育部 中央大学 武蔵野美術大学 佛教大学 日本大学大学院 日本大学大学院	高綱 博文 井上 彰 高橋 陽一 西之園晴夫 竹野 一雄 眞邊 一近
8月 2日	全国調査部会 (於：日本大学通信教育部) 「大学通信教育についての全国 調査」の集計方法及び分担の検討	日本大学通信教育部 武蔵野美術大学 日本大学大学院 日本大学大学院	高綱 博文 高橋 陽一 竹野 一雄 眞邊 一近

8月27日 ～9月4日	オーストラリアの大学調査 Open University Australia Deakin University Macquarie University University of Technology Sydney を訪問	中央大学	井上 彰
9月5日 ～11日	アメリカの大学調査 Texas Christian University, Coppin State University , University of Maryland University College を訪問	日本大学大学院	眞邊 一近
9月23日 24日	合宿打合せ (於：ホテル箱根アカデミー) オーストラリア, アメリカ調査 の報告,「大学通信教育についての 全国調査」の学校種別ごとの集計 結果の報告と検討	日本大学通信教育部 中央大学 武蔵野美術大学 佛教大学 日本大学大学院 日本大学大学院 日本大学通信教育部	高綱 博文 井上 彰 高橋 陽一 西之園晴夫 竹野 一雄 眞邊 一近 近藤 健史
10月17日	LEC 東京リーガルマインド大学を 訪問	日本大学通信教育部 日本大学通信教育部	高綱 博文 近藤 健史
10月27日	早稲田大学を訪問	佛教大学 日本大学大学院	西之園晴夫 竹野 一雄
11月15日	第3回打合せ会 (於：日本大学通信教育部) 国内の大学調査の報告,「大学通 信教育についての全国調査」の集 計結果の検討, 報告書の作成方針 を検討	日本大学通信教育部 中央大学 武蔵野美術大学 佛教大学 日本大学大学院 日本大学大学院 日本大学通信教育部	高綱 博文 井上 彰 高橋 陽一 西之園晴夫 竹野 一雄 眞邊 一近 近藤 健史
11月22日	放送大学を訪問	日本大学通信教育部 中央大学 佛教大学 日本大学大学院 日本大学通信教育部	高綱 博文 井上 彰 西之園晴夫 眞邊 一近 近藤 健史
12月5日	八洲学園大学を訪問	武蔵野美術大学	高橋 陽一

12月20日	第4回打合せ会 (於：日本大学通信教育部) 国内の大学調査の報告、「大学通信教育についての全国調査」の集計結果の検討、報告書の構成、分担を検討	日本大学通信教育部 中央大学 武蔵野美術大学 佛教大学 日本大学大学院 日本大学大学院 日本大学通信教育部	高綱 博文 井上 彰 高橋 陽一 西之園晴夫 竹野 一雄 眞邊 一近 近藤 健史
1月24日	第5回打合せ会 (於：日本大学通信教育部) 報告書の作成について検討	日本大学通信教育部 中央大学 武蔵野美術大学 佛教大学 日本大学大学院 日本大学大学院 日本大学通信教育部	高綱 博文 井上 彰 高橋 陽一 西之園晴夫 竹野 一雄 眞邊 一近 近藤 健史
3月14日	第6回打合せ会 (於：日本大学通信教育部) 報告書の各担当箇所草案を確認し作成について検討	日本大学通信教育部 武蔵野美術大学 佛教大学 日本大学大学院 日本大学大学院	高綱 博文 高橋 陽一 西之園晴夫 竹野 一雄 眞邊 一近
3月15日	文部科学省へ調査・研究の進捗状況及び報告書の作成方針等を説明	日本大学通信教育部	高綱 博文
3月31日	調査・研究終了		

3 我が国における通信制大学に関するアンケート「全国調査」について

<メディアを利用して行う授業・通信教育>に関する調査研究における中心的な調査事業であった通信制大学の現状分析を目的としたアンケート「全国調査」の概要について述べておく。この「全国調査」に基づき本調査報告書の主要内容というべき第2章・第3章・第4章・第5章が作成された。

(1) 調査の概況

① 調査の目的

この調査は、大学通信教育の現状及び課題を正確に把握して検討することを目的として、すべての大学通信教育の実施校（大学院，短期大学を含む）を対象として、実施したものである。調査の集計や分析については、文部科学省より「先導的・大学改革推進委託」として調査研究を依頼された日本大学に置かれたワーキンググループ（研究会）と、財団法人私立大学通信教育協会の大学通信教育評価委員会が合同で行い、各大学への依頼にあたっては、学校法人日本大学と財団法人私立大学通信教育協会が連名で依頼した。

この調査の前提として、2005(平成17)年1月28日に中央教育審議会より答申された「我が国の高等教育の将来像」を踏まえて、大学通信教育設置基準な

どの検討を文部科学省が行うための基礎調査という課題がある。研究としての課題は「メディアを利用して行う授業・通信教育」であり、また2005(平成17)年12月10日の第1回研究会においては、大学通信教育設置基準の逐条的検討の必要性が文部科学省より説明されている。

② 調査項目等の検討

「メディアを利用して行う授業・通信教育」という研究課題に基づいて、調査項目の検討にあたっては、大学通信教育設置基準の各条項に関する基礎的データと、「メディアを利用して行う授業」に関する現在の実態調査という二つの大きな課題が存在する。このため、調査票の検討及び最終的項目においても、前半項目(項目1～項目32)は大学通信教育設置基準の基礎データとなる事項とし、後半項目(項目33～項目45)は「メディアを利用して行う授業に関する調査」とした。

このテーマに関する基本的な先行調査としては、文部科学省により毎年5月1日現在を基準日としてすべての学校を対象として実施される学校基本調査がある。この学校基本調査には、大学通信教育を行う大学、大学院、短期大学を対象とする「大学通信教育調査票」による調査が含まれており、これらのデータは毎年の『学校基本調査報告書』に集計結果が報告されている。

本調査はこうした学校基本調査による経年別の全数調査による調査の存在を重要な先行調査と考えた。具体的には、前半の調査項目には、学校基本調査「大学通信教育調査票」と同様の項目として、同じ数値を記入することを求める八つの項目を置いた。これらの同一項目については、完全な全数調査として実施される学校基本調査と比較することで本調査の正確さを比較できる。さらに、学校基本調査の原票データ自体は非公開であり、また『学校基本調査報告書』での集計発表には限界があるために、本研究会が必要なデータの加工を行って分析することを可能とするものである。これ以外の項目は、本調査によって初めて明らかにされるものである。

なお、本調査にあたって、各校に説明した文書は資料Iである。特に、調査方法として調査協力の依頼にあって明確にした点は、次のとおりである。

ア 調査の分析責任

調査票は日本大学によって統計処理され同大学のワーキンググループにより分析され、「先導的大学改革推進委託」による報告書の基礎データとなることを明記した。また、財団法人私立大学通信教育協会の大学通信教育評価委員会によって分析された結果は、大学通信教育の在り方についての検討等を行うために活用される予定を示した。

イ 調査票の取扱い

個々の大学の調査票は、秘扱いとし、日本大学のワーキンググループ及び財団法人私立大学通信教育協会の大学通信教育評価委員会による分析の目的以外には使用しないことを確約した。

ウ 調査結果の報告

調査データの公開については、報告書や提言、印刷物等の形で行政機関に提

出される予定を説明し、公表される場合には、『学校基本調査報告書』に準じた区分で統計処理したデータまでとし、個々の大学の情報が公開されることがないことを説明した。また調査結果は、調査委託を行った文部科学省により具体的な施策のための基礎資料として活用される予定であり、協力校には、作成された報告書等の情報を送る予定を示した。

エ 回収結果の概要

本調査は、学校基本調査と同じく5月1日現在の数値（ただし、一部は過年度の数値）について、6月12日を締め切りとして回収した。ただし、この期日に間に合わない学校もあり、また回答のない学校には改めて日本大学と私立大学通信教育協会からそれぞれ要請を行った。表1にあるのは、本調査の協力校の一覧である。なお、回答締め切り日を超えて回収したが、基礎となるデータは記述を過ぎたことにより変化しないで、分析にあたっては提出日の違いについては考慮しなかった。

対象となるのは通信教育を行うすべての大学（36校）、大学院（19校）、短期大学（8校）である。これに対して回収できたのは、大学（35校、97%）、大学院（14校、74%）、短期大学（14校、100%）である（表1 協力校一覧参照）。ここでは、大学院の回収率が4分の3と低いことが目に付くが、これは本調査が詳細なデータの回答を求めたために、十分な回答ができないと判断した学校があったことが推測される。

本調査で集計される学生数に注目して、文部科学省『平成18年度 学校基本調査報告書（高等教育機関編）』（2006年12月）と同一のデータとなる本調査の項目8と比較したところ、大学で99.3%、大学院で87.0%、短期大学で100%となった（表2参照）。学校数と比較して学生数で本調査の回収率が高くなるのは、多くの学生数を擁する大学等の回答が多かったためであり、とりわけすべての大学学生数の3割に相当する5万7千余名とすべての大学院学生数の4割に相当する1千余名を擁している放送大学の存在が大きい。

上記の点を踏まえて、本調査は短期大学を除いては完全な全数調査とはなっていないが、学校数においても学生数においても、日本の大学通信教育を検討するための基本的なデータとして活用可能なレベルに達しているとみてよい。

表1 アンケート「全国調査」協力校一覧

大 学	
愛知産業大学	大阪学院大学
大阪芸術大学	京都造形芸術大学
近畿大学	倉敷芸術科学大学
慶應義塾大学	神戸親和女子大学
産業能率大学	星槎大学
聖徳大学	創価大学
第一福祉大学	玉川大学

中央大学	中部学院大学
帝京平成大学	東京福祉大学
東北福祉大学	東洋大学
奈良大学	日本大学
日本女子大学	日本福祉大学
人間総合科学大学	佛教大学
法政大学	放送大学
北海道情報大学	武蔵野大学
武蔵野美術大学	明星大学
八洲学園大学	L E C 東京リーガルマインド大学
早稲田大学	
大 学 院	
桜美林大学大学院	倉敷芸術科学大学大学院
高野山大学大学院	聖徳大学大学院
帝京平成大学大学院	東亜大学大学院
東京福祉大学大学院	東北福祉大学大学院
名古屋学院大学大学院	日本大学大学院
人間総合科学大学大学院	佛教大学大学院
放送大学大学院	明星大学大学院
短 期 大 学	
愛知産業大学短期大学	大阪芸術大学短期大学部
近畿大学短期大学部	近畿大学九州短期大学
近畿大学豊岡短期大学	神戸常盤短期大学
自由が丘産能短期大学	聖徳大学短期大学部

大 学：35校 大学院：14校 短期大学：8校

表2 調査対象の回答数及び比率

	学校数			学生数		
	対象数	回答数	比率	学校基本調査	回答数	比率
学部	36	35	97.2%	198,483	197,272	99.3%
大学院	19	14	73.7%	3,521	3,036	87.0%
短大	8	8	100.0%	26,929	26,929	100.0%
合計	63	57	90.4%	228,933	227,237	99.3%

学生数は、文部科学省『平成18年度 学校基本調査報告書(高等教育機関編)』(2006年12月)386-389頁の正規の課程の学生数と、2006年12月本調査の項目8より正規の課程の学生数の比較。

第1章 我が国の大学通信教育の歴史と現状

1 我が国の大学通信教育の歴史

(1) 創生期

我が国における大学通信教育は、1947（昭和22）年3月に学校教育法によって制度化され、1950（昭和25）年3月に正規の大学教育課程として認可（文部省認可通信教育）された。創生期の大学通信教育の目的は、日本国憲法及び教育基本法に謳われた教育の機会均等を目指し、国民に広く大学教育の機会を提供することにあった。その理念の実現に真っ先に取り組んだのが私立大学であった。

我が国における大学通信教育の原型を示すものが、1947年に制定された「大学通信教育基準」であり、今日においても大学通信教育の在り方を歴史的に規定する意味を持っている。その趣旨及び要点は以下の通りである。

趣旨「大学通信教育は、教育民主化の精神に則り大学教育を広く開放するものである。」

- ① 大学教育の開放であること。
- ② 正規の大学教育の課程であること。
- ③ 実施に必要な担当機関を設ける。
- ④ 教員は通学課程の教員が当たり、専任指導教員を置く。
- ⑤ 特定の科目を選択して履修する課程を設けることができる。
- ⑥ 教科書と指導書を配布し、レポートの添削指導を行い、個人的直接指導の徹底を期す。
- ⑦ 面接授業を課し、1学年分の30単位とする。
- ⑧ 単位修得の試験は厳正に行う。
- ⑨ 通信教育の履修単位は通学課程の単位と互いに転換できる。
- ⑩ 適当な施設を用意する。
- ⑪ 基準に規定されていない一般的事項はすべて大学基準による。

なお、1947年の「大学通信教育基準」では、実験実習を主とする課程を設けることができないとあったが、1975年の「基準」の改正で緩和された。通信教育における大学院の課程を設けることができないとあったが、1998年の「大学院設置基準」改正により通信制大学院が認められた。また、面接授業の30単位を必修単位として課していたが、2001年には124単位をメディア授業で可とした。

(2) 制度改革期

大学通信教育は、1950年代後半にはその制度がほぼ確立し、1960年代には安定期を迎えた。しかし、それは一方では停滞期とも言え、テキストの老朽化に代表されるような問題を抱えていた。1960年代後半から日本経済は高度成長期に入り、社会的に豊かになるとともに勤労学生が減少し社会人学生が増加した。1965年にユネスコは「生涯学習」を提唱し、1969年には放送大学構想が打ち出され、大学通信教育への影響が懸念された。この問題に対応するため、1972年には大学通信教育を実施するすべての大学が加盟する財団法人私立大学通信教育協会が設立された。

大学通信教育は、その制度の制定から四半世紀を経過し、実状に合わなくなった「大学通信教育基準」の見直しをし、1975（昭和50）年に「大学通信教育基準」の改正が行われ、その改正の要点は以下のとおりである。

- ① 通信教育の特性を活かした組織と制度の確立
- ② 教育方法の改善
- ③ 学習指導の強化とそれに伴う教員組織の充実

1981（昭和 56）年には「大学通信教育設置基準」が文部省令として制定された。同「設置基準」の制定は大学通信教育の制度改革であり、新たに以下のことを認めた。

- ① 通信教育を行う学部（通信教育学部）の設置を認めた。
- ② 通信教育学部の専任教員数及び校舎面積等を規定した。
- ③ 市販本を印刷教材として指定することを認めた。
- ④ 授業方法に「放送授業」を加えた。

1975 年の「大学通信教育基準」改正，1981 年の「大学通信教育設置基準」制定という大学通信教育の制度改革により開放性は進展し，放送授業が開始される一方で，スクーリングの実施方法に工夫と柔軟性が生まれ，直接指導も強化されるようになった。しかし，その限界もあり，学生を中心は社会人に変化した，通学課程のカリキュラム（教育内容）に拘束されて学習者のニーズの十分に答えることができなかった。

1950 年代後半から 80 年代初頭にかけて大学通信教育は，「教育の機会均等」から「生涯学習（教育）」へとその役割を大きく変化させた。

（3） 発展期

1980 年後半から 1993 年をピークとして大学通信教育の学生は急増した。大学審議会は，高等教育全般にわたる改革を提言し，設置基準の大綱化，大学院制度の弾力化，自己点検・評価などの制度化を推進してきたが，大学通信教育に関わるものとして 1996～97 年に通信制大学院の制度化と大学通信教育の授業方法の見直しを行った。

1998（平成 10）年に「大学院設置基準」に新たに「通信教育を行う修士課程を置く大学院」が設けられ，99 年 4 月には大学院でも修士課程の通信教育が始まり，2003 年 4 月には博士課程が開設された。

1998 年に「大学通信教育設置基準」が改正され，授業の方法にメディアの利用が認められた。2001 年には「大学通信教育設置基準」が再度改正され，通信制大学においては，卒業に必要なすべての単位はインターネット等を利用した「メディアを利用して行う授業」で修得できるようになった。

2 我が国における大学通信教育の現状

大学通信教育が，各大学の努力と相まって，日本の大学教育において一定の地位を占め，国民の教育を受ける権利の拡大及び国民の学習意欲に応じてきたことは明らかである。

大学通信教育は，創設当時は「教育の機会均等」を目的としていたが，その内容に即してみれば生涯学習の理念を含んでいた。そして，大学通信教育は，戦後の歩みの中で「教育の機会均等」から「生涯学習（教育）」・社会人の再学習へとその役割を大きく変化させた。そのことは，多様な学生の実態が証明している。

むしろ，大学通信教育の「生涯学習（教育）」は，大学という高等教育機関における生涯学習であり，大学の基本理念に立脚した大学レベルの知識や技術の学習という点で，一般的な生涯学習とは区別される。

大学通信教育は，学習意欲のある国民すべてに開かれており，高卒の学力があれば年齢

に関係なく入学できるし、特定科目の履修もできる。そして、入学希望者の目的によって生涯学習を可能にし、それを保障するシステムをもっている。このような制度的特徴をもつ大学通信教育は社会人にとり、また再学習を目指す人々にとり極めて有効な学習形態なのである。

一般的に大学通信教育は、印刷教材による学習、通信添削指導、スクーリング（面接授業）試験からなっている。通学制と異なる特徴は、働きながら、家庭にいながら学ぶ、つまり学習者の都合のよい時と場所で学習できることである。これを基本的な型としながら、メディアの発達につれて新しい工夫がなされてきた。まずテキストに加えて、学習者の理解を増進するためのテープやビデオの活用である。さらにラジオやテレビ放送による教材の提示である。これらのすべては大学教員の側からの学習者への教材の提示と拡大であった。しかし、インターネット等を利用した「メディアを利用して行う授業」の開始は大学教員と学習者の双方向コミュニケーションを可能し、大学通信教育が新たな展開をする途を拓いた。

現在、大学通信教育の学習方法は「大学通信教育設置基準」（文部科学省令）によって、①印刷教材による授業、②放送授業、③面接授業、④メディアを利用して行う授業の、四つが規定されている。また、学ぶ目的や動機、入学資格などによって、大学通信教育の履修方法には、①正科生（正規の課程）、②科目等履修生、③聴講生、④特修生の4種類があるが、大学によって名称が異なる場合や募集を行っていないこともある。

さて、私立大学通信教育協会が作成した資料に基づいて、最近の変化の著しい大学通信教育の動向を明らかにしておこう。資料1「大学通信教育実施校と設置年度」を見ていただくと分かるように、大学通信教育実施校は平成6（1994）年から急増を始め、わずか10年で2.5倍を超え、現在では大学36校、大学院19校、短期大学8校、合計63校を数える。既設の大学通信教育実施校においても、学部・学科の改編と増設が進められている。大学通信教育実施校の急増に伴い、学部・学科・専攻が多様化し、これまでなかった芸術系・福祉系・心理系の学科やコースが開設され、大学院では環境科学・情報処理工学・保健科学・認知科学等の自然科学系の分野も設置されている。

また、設置形態も多様化しており、これまでの大学通信教育の一般的な形態は、通学課程に併設する形態が中心であったが、最近は独立制の「通信教育学部」や通信制大学院のような独立研究科や独立専攻も登場し、教育特区制度を利用して新設された株式会社大学が通信教育を始めているところもある。

大学通信教育で学ぶ学生層も大きく変化している。まず、長期的な学生層の変化を示してみると次のとおりである。

- 1) 1948年～：「勤労学生」若年層が中心、復員学徒、旧職業軍人、旧制中学卒業生
- 2) 1969年～：会社員、公務員、教員、女性、中高年齢層
- 3) 1990年～：無職若年学生の増加 / 社会人学生との二極化、1996年が学生数のピーク
- 4) 1997年～：18歳人口の減少、社会人学生、女性、高学歴者、編入学生の増加

さて、大学通信教育は、①大学 ②大学院 ③短期大学から構成され、それぞれは主要な教育手段として通信教育が採用されており、教育目標及び教育制度、学生の実態も大きく相違しているため同一に扱うことはできない。表1-1・表1-2・表1-3などによって学生実態の相違を中心として3者を比較し概観しておこう。

表1-1 学校数・学生数・女性の比率(文部科学省「学校基本調査報告書」平成17年度による)

	学校数	学 生 数		女性の比率
		正規の課程	その他の学生	
大 学	36	200,393	45,636	58.6%
大 学 院	19	3,330	6,304	45.0%
短期大学	8	26,773	1,651	70.5%
合 計	63 校	230,496 人	53,591 人	58.0%

表1-2 年齢(文部科学省「学校基本調査報告書」平成17年度による。正規の課程のみ)

	18～22 歳	23～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50 歳以上
大 学	10.1%	24.3%	30.6%	17.3%	17.7%
大 学 院	0.3%	10.4%	28.9%	32.5%	27.9%
短期大学	61.4%	16.8%	14.0%	4.9%	2.9%

表1-3 職業(文部科学省「学校基本調査報告書」平成17年度による。正規の課程のみ)

	教員	公務員	会社員等	個人営業等	無職	その他
大学	5.7%	7.9%	28.2%	4.6%	30.6%	23.0%
大学院	25.8%	13.2%	33.0%	5.8%	9.3%	12.9%
短期大学	2.5%	1.7%	12.7%	1.1%	69.4%	12.6%

① 大学

文部科学省「学校基本調査報告書」平成17年度によると、大学通信教育の大学36校の学生数は正規課程では200,393人、その他は45,636人であり、その内女性の比率は58.6%である。その年齢構成を見ると、18～22歳は10.1%、23～29歳が24.3%、30～39歳が30.6%、40～49歳が17.3%、50歳以上が17.7%である。また、私立大学通信教育協会「入学者調査」平成17年度により最終学歴を見ると、高校卒業は30.2%、短大卒業は13.7%、大学卒業は36.0%、その他は20.1%である。入学の動機を見ると、大学卒業資格を得るためは31.5%、職業上の資格を得るためは25.5%、職業上の知識・技術習得のためは12.6%、その大学で学びたいため8.4%、生涯学習が6.7%である。職業構成を見ると、教員5.7%、公務員7.9%、会社員等28.2%、個人営業等4.6%、無職30.6%、その他23.0%である。

なお、学生を中心は社会人であるが、近年の高学歴者・編入学生が増加傾向にある。

② 大学院

これまで、地理的・時間的な制約などから大学院に進学を希望しながらも、その実現に困難を伴う社会人が少なくなかった。このような学習ニーズに応えるために、前述した通り1998年に「大学院設置基準」に新たに「通信教育を行う修士課程を置く大学院」が設けられ、翌年4月には大学院でも修士課程の通信教育が始まり、2003年4月には博士課程が開設された。

通信制大学院は、基礎研究を中心とした学術研究の推進とともに、高度専門的能力を有する人材の育成及び研究者の養成という役割を担っていることから、入学定員枠が少なく、そのため選抜試験を実施するなど、通信制大学・短期大学と明らかに異なっている。

文部科学省「学校基本調査報告書」平成17年度によると、通信制の大学院19校の正規課程の学生は3,330人、その他は6,304人であり、その内女性の比率は45.0%である。その年齢構成を見ると、18～22歳は0.3%、23～29歳が10.4%、30～39歳が28.9%、40～49歳が32.5%、50歳以上が27.9%である。学生の職業構成は、教員が25.8%、公務員が13.2%、会社員等33.0%、個人営業等5.8%、無職9.3%、その他12.9%である。

通信制大学院の学生は通信制の大学以上に社会人が中心であり、学生の多くは明確な目的や強い問題意識を持っており、その学力及び教育効果については通学課程の学生と比較して何ら遜色はない。

③ 短期大学

我が国における短期大学は、1950年に暫定的制度として発足した。その発足には、実際

的な専門職業教育と中堅的社会人養成の社会的ニーズも反映し、1964年に大学の一種として恒久化された。しかし、学部を設置せず学科制をとること、大学院が設置できないこと、卒業生に学士号が与えられないことなど、修業年限が4年以上の大学とは差異がある。我が国においてはじめて通信制短期大学が設置されたのは1955年であり、保育科が開設された。

文部科学省「学校基本調査報告書」平成17年度によると、通信制の短期大学8校の正規課程の学生は26,773人、その他は1,651人であり、その内女性の比率は70.5%である。その年齢構成を見ると、18～22歳は61.4%、23～29歳が16.8%、30～39歳が14.0%、40～49歳が4.9%、50歳以上が2.9%である。また、私立大学通信教育協会「入学者調査」平成17年度により最終学歴を見ると、高校卒業は85.4%、短大卒業は3.1%、大学卒業は3.7%、その他は7.8%である。入学の動機を見ると、卒業資格を得るためは25.8%、職業上の資格を得るためは45.2%、職業上の知識・技術習得のためは7.1%、教養が2.4%などである。職業構成を見ると、教員2.5%、公務員1.7%、会社員等12.7%、個人営業等1.1%、無職69.4%、その他12.6%である。

通信制短期大学へ入学する学生の中心は、資格取得を目的とした18歳人口の女性である。

以上のように大学通信教育は大学、大学院、短期大学から構成されており、学校数及び学生数から言って大学が中核的存在であるが、大学院・短期大学もそれぞれ社会的ニーズに応えた大きな役割を果たしている。とは言え大学通信教育は大きく変化しており、その背景としては大学改革の進展、18歳人口の減少に伴う大学経営の危機、生涯学習の浸透、社会人の再教育への意欲の増加などのさまざまな要因が考えられるが、その変化を強力に後押ししているのがIT革命であることは間違いない。

3 IT時代における大学通信教育

IT（情報通信技術）の急激な進歩は高等教育の世界にラジカルな変化を引き起こしつつある。インターネットや衛星通信が普及してくると学習者と教員の相互のかかわりも場所を越え、時には時間を超えて遠隔授業が可能となった。さらに最新の知識や情報がインターネットを通じて瞬時に世界を駆け巡り、パソコンさえあれば誰もがアクセスし、知識や情報の伝達獲得、そして創造の過程に参加することができる。現在は人類が教育と学習の世界でいつでもどこでも誰でも、文字通り実現するための情報技術を手に入れ始めた時代であり、本格的な「ユビキタス社会」が誕生しつつあると言える。

IT革命により、人類は初めて時間と空間、そして個人的属性の多くを超えて、知識と情報の伝達と確保が可能になったと言える。しかし、ITの急激な変化が高等教育にもたらす影響は未だ全貌は捉えがたいのが現状である。特に、印刷教材による既存の通信教育システムが発達した我が国の大学通信教育では一般的に情報化の進展が遅れている。

とは言え、現在、通信制の各大学でもITの活用は模索しつつあり、大きな変革の嵐が大学通信教育にも接近しつつあることは疑いない。大学通信教育はこれまで印刷媒体によって大学の学問と知識を、キャンパスにフルタイムでやってくるができない人々に開放する上で大きな役割を果たしてきた。それは大学通信教育＝開放制教育が目指す「いつでも、どこでも、だれでも」という理念に沿った教育と学習システムの一つである。近年

の I T 革命はこの理念を一挙に実現に向かわせるものである。1998 年に大学通信教育設置基準が改正され、授業の方法にメディアの利用が認められ、2001 年には同設置基準が再度改正され、通信制大学において卒業に必要なすべての単位を、インターネットなどを利用した、メディアを利用して行う授業で修得できるようになった。戦後の創設から半世紀以上経た大学通信教育が I T 時代にいかに適応し、いかに発展し、あるいは行けるのか、21 世紀を迎えた大学通信教育にとって新たな挑戦の始まりである。

資料1 大学通信教育実施校数と設置年度

※大学・短期大学名は設置時の名称

	合計	大学	短大	大学院	設置大学名	設置短期大学名	設置大学院名
昭和25年度	6	6			法政大学、慶應義塾大学、中央大学、 日本女子大学、日本大学、玉川大学		
昭和26年度	6	6					
昭和27年度	6	6					
昭和28年度	7	7			佛教大学		
昭和29年度	7	7					
昭和30年度	8	7	1			浪速短大	
昭和31年度	8	7	1				
昭和32年度	9	7	2			近畿大短大	
昭和33年度	9	7	2				
昭和34年度	10	7	3			武蔵野美術短大	
昭和35年度	12	8	4		近畿大学	協同組合短大	
昭和36年度	12	8	4				
昭和37年度	12	8	4				
昭和38年度	13	8	5			産業能率短大	
昭和39年度	14	9	5		東洋大学		
昭和40年度	14	9	5				
昭和41年度	14	9	5				
昭和42年度	15	10	5		明星大学		
昭和43年度	16	10	6			富士短大	
昭和44年度	17	10	7			近大豊岡女子短大、 (協同組合短大学生募集停止)	
昭和45年度	18	11	7		大阪学院大学		
昭和46年度	18	11	7				
昭和47年度	18	11	7			聖徳学園短大、(協同組合短大廃止)	
昭和48年度	18	11	7				
昭和49年度	18	11	7				
昭和50年度	18	11	7				
昭和51年度	19	12	7		創価大学		
昭和52年度	19	12	7				
昭和53年度	21	12	9			近畿大学女子短大、PL学園女子短大	
昭和54年度	21	12	9				
昭和55年度	21	12	9				
昭和56年度	21	12	9				
昭和57年度	21	12	9				
昭和58年度	23	13	10		放送大学	川崎医療短大	
昭和59年度	23	13	10				
昭和60年度	23	13	10			(PL学園女子短大学生募集停止)	
昭和61年度	23	13	10				
昭和62年度	23	13	10				
昭和63年度	23	13	10				
平成元年度	22	13	9			(PL学園女子短大廃止)	
平成2年度	22	13	9				
平成3年度	22	13	9				
平成4年度	22	13	9				
平成5年度	22	13	9				
平成6年度	24	14	10		北海道情報大学	東海産業短大	
平成7年度	25	15	10		産能大学		
平成8年度	27	16	10	1	愛知産業大学		
平成9年度	26	16	10				
平成10年度	27	17	10		京都造形芸術大学		
平成11年度	32	18	10	4	帝京平成大学	(武蔵野美術大学短大部学生募集停止)	日本大学大学院、佛教大学大学院 明星大学大学院、聖徳大学大学院
平成12年度	36	20	10	6	東京福祉大学、人間総合科学大学	(川崎医療短大学生募集停止)	帝京平成大学大学院 東亜大学大学院
平成13年度	41	23	10	8	大阪芸術大学、聖徳大学 日本福祉大学	(富士短大学生募集停止)	名古屋学院大学大学院 放送大学大学院
平成14年度	52	28	10	14	東北福祉大学、武蔵野美術大学 武蔵野女子大学、第一福祉大学 九州保健福祉大学		東北福祉大学大学院、中京大学大学院 日本福祉大学大学院、吉備国際大学大学院 倉敷芸術大学大学院、 九州保健福祉大学大学院
平成15年度	54	31	8	15	中部学院大学、早稲田大学 倉敷芸術大学	(武蔵野美術短大廃止)(富士短期大学廃止)	東京福祉大学大学院
平成16年度	59	33	8	18	星槎大学、八洲学園大学		高野山大学大学院、人間総合科学大学大学院 桜美林大学大学院
平成17年度	62	35	8	19	奈良大学、LEC東京リーガルマインド大学	神戸常盤短期大学、(川崎医療短大廃止)	ビジネス・ブレークスルー大学院大学
平成18年度	63	36	8	19	神戸親和女子大学		
平成19年度	72	40	9	23	帝京大学、東京未来大学、 環太平洋大学、サイバー大学	東京福祉大学短期大学部	帝京大学大学院、日本女子大学大学院、 京都産業大学大学院、 京都造形芸術大学大学院

第2章 「全国アンケート調査」に見る通信制大学

2006(平成18)年5月1日現在の状況を対象に実施された「大学通信教育についての全国調査」のデータから、ここでは4年制大学の概要を提示し、その特徴について分析を行いたい。本稿で調査データを「本調査項目1」などと示す場合は、別掲の調査票及び集計データを参照されたい。なお、文部科学省による全数調査である学校基本調査は、文部科学省『平成18年度 学校基本調査報告書(高等教育編)』(2006年12月)より引用する。同調査との重複項目は、本調査項目の8,9,11,12,13,14,24,28に相当する。

1 主要なデータの概要

(1) 調査対象とデータの概要

調査時点における通信制大学は全国で36校あり、そのうち1校を除く35校からデータの提示があった。これは学校数においては97.2%に当たる。大学に在学する学生数においては、同日付現在の文部科学省『平成18年度 学校基本調査報告書』所載の正規課程学生数198,483人に対して、本調査は197,272人であるので、99.3%となる。ゆえに、本調査のデータからほぼ全数調査に相当する傾向を読み取ることが可能と判断できる。

なお、集計データの作成にあたっては、学部ごとに行ったものや、個々の学科等について行ったものがあり、また無回答の項目などもあった。また、対象の学部は35大学48学部であるが、募集停止して新学部に移行しているものも2学部あり、こうしたケースでは有効回答数が「50学部」などと本調査の集計データで示される場合もあることに注意していただきたい。

(2) 学校の設置者及び設立年

対象となった35大学の設置形態は、私立(学校法人立)が33校、株式会社立が1校、放送学園立が1校である。このうち、複数の学部を設置する大学が6校あり、学部数は48学部、募集停止移行中の2校を含めると50学部となる。

本調査項目2によると、通信教育の形態としては、「通信教育学部等」の形態が3学部、通学課程と併設された「併せ行う組織」の形態が43学部であった。「通信教育学部等」は、学校教育法第54条により通信教育のみを行う学部等の組織を置く場合であり、「独立型」と呼ばれる。「併せ行う組織」は大学通信教育設置基準の第9条第2項により通学の課程の組織が「併せ行う」場合であり、「併設型」と呼ばれる。なお、この設問については、本来的にはすべての学部がどちらかに区分されるはずであり、歴史的経緯からは48学部について「通信教育学部等」は3学部、「併せ行う組織」は45学部となるはずであるが、これとは異なる回答が寄せられた。このため、巻末の集計データでは記入されたままに集計して、本章「2」以降ではデータを修正してから集計していることに注意していただきたい。

「通信教育の開設年月」は、1947(昭和22)年から2006(平成18)年に及んでいる。本調査項目2の「『附則3』の適用」では、大学通信教育設置基準昭和56年文部省令第33号附則第3項にいう「従前の例」による場合の適用の有無を尋ねた。これは当該設置基準の

施行以前に開設された大学通信教育については定員等の規定を従来のおりとしたものであるが、「あり」が19学部、「なし」が43学部であった。なお、この集計も設置認可年度から修正すると、48学部について本来は附則3の適用「あり」が21学部、「なし」が27学部となるべきであるが、回答においてはこの解釈が当該大学で混乱している場合があることが伺える結果となった。

(3) 授業料等

本調査項目4によるデータでは、平均値は授業料175,891円(92学科専攻等)、受講料60,849円(91学科専攻等)であった。なお、この受講料とは、多くの通信制大学において授業料以外に徴収する「スクーリング受講料」などをさすが、本来は学生の履修計画ごとに変化するものであり、複数の学校の回答担当者から回答しにくいとの意見があった。

通信制大学の授業料としては、通信制修士課程平均438,450円、通信制博士課程平均562,750円よりも半額程度で低く、通信制短期大学平均134,750円よりもやや高くなっている。学科・専攻ごとの特色では、一般に10万円台が多いが、「社会科学、その他」（社会福祉関係）や美術・デザイン系が20万円台となっている点が注目される。全体の傾向として、通信制大学の授業料が通学制よりも安く設定されていることは、高等教育の機会均等の保障に授業料負担の側面からも大学通信教育が寄与していることが分かる。

(4) 入学等の形態

本調査項目6では、質問した入学等の形態について、次の表のとおりである（各形態は複数回答可）。全体としては、「書類選考」による入学審査が一般的である様子が分かる。一方で少数ではあるが、「書類による学力試験」、「面接試験」、「会場での学力試験」を行う例もある。1年次入学者についてみると、大学院では修士課程22研究科・博士課程3研究科が「面接試験」を行い、修士課程21研究科・博士課程3研究科が「会場での学力試験」を行い、修士課程14研究科・博士課程3研究科が併用して行っていることと対照的である。このことから、通信制大学が書類選考をしつつも、事実上の希望者全員入学の形で高等教育の機会均等の保障に寄与していることが分かる。

区分	有回答数 (学部数)	書類選考	書類による 学力試験	面接試験	会場での 学力試験
学生 (1年次入学)	44	44	1	5	1
学生 (2年次編入学)	33	32	1	3	0
学生 (3年次編入学)	44	1	4	1	0
特修生	15	17	0	1	0
科目等履修生	32	34	0	1	0
聴講生	2	2	0	0	0
その他	5	4	0	0	0
合計	175	134	6	11	1

(5) 大学入学資格を有しない者の入学

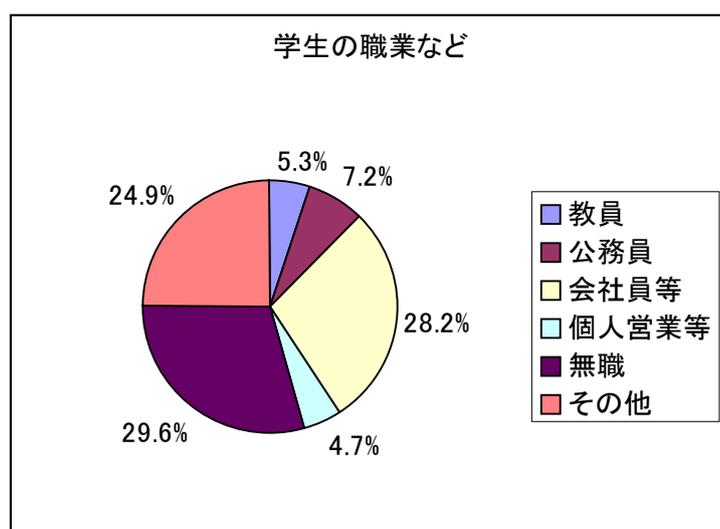
本調査項目7においては、通信制大学の特色として定着している大学の入学資格を有していない者の入学について調査した。従来は、「特修生」等として授業科目を履修した後に受け入れるシステムが一般的であったが、このケースが12学部であるのに対して、「書類による審査を行う」のが12学部となっている。また、実施していないものも17学部となっている。

回答項目	回答数
特修生としての履修を行う。	20
書類による審査を行う。	12
会場での学力試験を行う。	1
面接試験	2
実施していない	17

(6) 職業別学生数の概況

本調査項目11においては、職業別の学生数の概況は、次のとおりとなった。多様な職業を持つ者によって通信制大学の学生が構成されている特色を見ることができる。

	教員	公務員	会社(商店) 員, 銀行員等	個人営業 ・自由業等	無職	その他	合計
男性	3,730	7,271	26,388	5,078	22,673	15,642	80,782
女性	6,819	7,027	29,289	4,175	35,676	33,521	116,507
合計	10,549	14,298	55,677	9,253	58,349	49,163	197,289

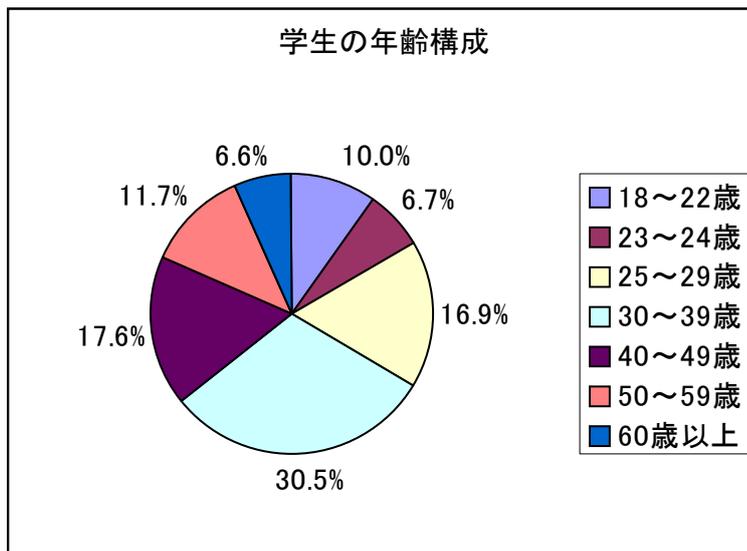


(7) 年齢別学生数の概況

本調査項目12においては、年齢別の学生数の概況は、次のとおりとなった。多様な年齢

によって構成され、通学課程の学生の標準的な年限である18～22歳は1割にすぎず、少数であることが分かる。最も多い階層は3割を占める30歳代であり、また50歳代や60歳代といった年齢も合計して2割近くに達し、多様な教育ニーズに対応している状況を見ることができる。

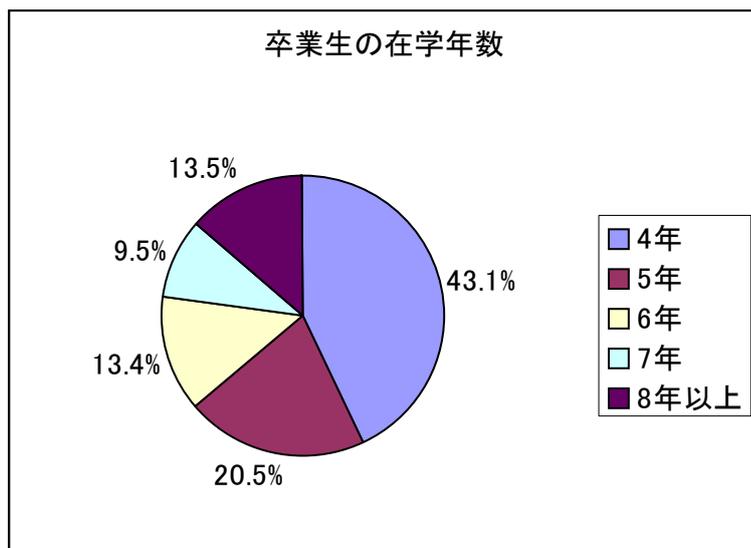
	18～22歳	23～24歳	25～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
男性	10,367	6,233	15,495	23,317	10,937	7,201	7,226	80,776
女性	9,309	7,006	17,937	36,760	23,852	15,921	5,722	116,507
合計	19,676	13,239	33,432	60,077	34,789	23,122	12,948	197,283



(8) 在学年数別卒業生数の概況

本調査項目13から、在学年数別の前年(2005年)度卒業生数の概況は、次の表のとおりとなった。4年間で卒業する者は4割強であり、5年以上の年数をかけている卒業生が半数以上となり、社会人の多様な学習形態に即応した通信制大学の特徴がみえる。なお、編入学者は編入学前の年数を加えてあるので、3年次編入学者が2年間で卒業した場合は「4年」となる。

	4年	5年	6年	7年	8年以上	合計
男性	2,614	987	620	429	620	5,270
女性	3,656	1,991	1,324	954	1,338	9,263
合計	6,270	2,978	1,944	1,383	1,958	14,533



(9) 授業の方法等

本調査項目 15 により、前年(2005 年)度実績について学科専攻等別に授業の方法などを尋ねたところ、回答のあった 94 学科専攻等について、次の表のような結果になった。調査に当たっては、授業の方法等の区分は、大学通信教育設置基準第 3 条第 1 項によった。一つの授業科目を複数の授業の方法により開講した場合は、「開設授業科目総数」とそれぞれの授業科目数でそれぞれ 1 と数え、開設授業科目総数はそれぞれの合計にはならない。

「メディアを利用して行う授業」の「同時双方向」は「大学設置基準第 25 条第 2 項の規定に基づいて、大学が履修させることができる授業等について定める件」(平成 13 年 3 月 30 日文部科学省告示第 51 号)の第 1 号によるもの、「同時双方向以外」は第 2 号によるものとして区別した。

なお、本調査項目は、『平成 18 年度 学校基本調査報告書』と重なる本調査項目 14 だけでは実態が見えにくいことから調査を行ったものであるが、メディア授業の解釈については回答に混乱があるとも思われるケースが目につき、特に「最大値」を示したケースなどは回答時の誤記ではないが妥当かどうかは難しいケースと思われる。

	開設授業 科目総数	放送授業 科目数	面接授業 科目数	メディアを利用して行う 授業科目数 (同時双方向)	メディアを利用して行う授 業科目数 (同時双方向以外)
平均値	150.1	4.0	88.1	2.9	12.2
最小値	0	0	0	0	0
最大値	2,454	294	2160	47	925

(10) 印刷教材などの状況

本調査項目 16 では、前年(2005 年)度実績について印刷教材などの状況を尋ねた。回答のあった 50 学部について、次のような結果となった。平均値からは、印刷教材について、大学独自の出版物(平均 69.8 冊)や一般出版社からの出版物(平均 83.3 冊)が教科書として活用されていることが分かり、大学通信教育の力点が通信授業の教材の充実に置かれて

いる状況が分かる。

印刷教材等の区分	平均値	最小値	最大値
大学の独自に作成した教科書	69.8	0	296
大学団体、複数の大学等で作成した教科書	2.5	0	16
一般の出版社による教科書	83.3	0	227
授業科目についての教科書以外の印刷教材（学習指導書等）	23.7	0	125
定期的に配布する教科書以外の印刷教材（年間刊行点数）	8.0	0	29
印刷以外による教材（ビデオテープ、CD等）	2.2	0	15
印刷以外による教材（インターネット経由による教材）	7.0	0	122

(11) 外国における履修

大学通信教育設置基準第3条第3項により、外国において大学通信教育を履修することが明示されている。しかし、本調査項目17について回答のあった80学科専攻等について、日本人についても、外国人についても、学生人数は必ずしも多くないことが明らかになった。なお、外国における履修には、通信授業やメディアを利用して行う授業を外国に居住して受けるケースのほか、外国で面接授業などを行う可能性も考えられるので、そのことを本調査項目18で質問したが、「あり」に該当するものは1学部だけであった。

	外国に居住する学生（正規課程のみ）			
	日本人		外国人	
	男	女	男	女
平均値	0.9	4.2	0.5	1.3
最小値	0	0	0	0
最大値	12	88	7	25

(12) 定期試験など

本調査項目19では、前年(2005年)度実績について定期試験などの実施状況を尋ねた。回答のあった45学部について、次のような結果となった。定期試験を平均値でも8回・40会場で行っていることが分かる。方法は試験会場がほとんどであるが、インターネット在宅で行うものも7学部に広がっている。

	平均値	最小値	最大値
実施回数	7.9	2	33
実施会場数	39.2	1	137
方法等	試験会場		44学部
	インターネット経由による在宅の試験		7学部
	それ以外の方法		3学部

このように定期試験の位置づけは、通信制大学の教育水準の確保の観点からも必要不可欠のものとして重視されており、そのために学生の便宜を考えた全国的な試験会場の配置が努力されている。なお、この試験の呼称については、学校単位でまとめると、以下のようない実例があった。

科目修了試験(8校) 科目修得試験(5校) 単位認定試験(4校) 科目試験(4校)
 単位修得試験(3校) 科目終了試験(3校) 試験(2校) 特別試験(1校)
 終末試験(1校) 最終試験(1校) 定期試験(1校)

(13) 卒業・修了の要件における「面接授業等」の単位数

本調査項目 20 では、卒業・修了の要件における「面接授業等」の単位数などの状況を尋ねた。まず「面接授業等の単位数」として、大学通信教育基準第 6 条に規定された卒業の要件として修得すべき単位数を尋ねて、さらにそのうち、「放送授業」や「メディアを利用して行う授業」で算入可能な単位数を尋ねた。設置基準上の面接授業で修得する 30 単位以上について、平均的には、2 単位程度を「放送授業」で、7 単位程度を「メディアを利用して行う授業」で置き換えるという像となる。ただし、実際には放送授業の実施校は限られている。なお、最大値として現れる 124 単位は、面接授業の単位数を 124 単位に設定してそのすべてを「メディアを利用して行う授業」に置き換え可能としたケースであり、誤記ではないが妥当な実例とは言いにくい。

	面接授業等の単位数	「面接授業等の単位数」のうち卒業の要件として算入可能な放送授業の単位数	「面接授業等の単位数」うち卒業の要件として算入可能なメディアを利用して行う授業の単位数
平均値	31.3	2.0	7.0
最小値	20	0	0
最大値	124	30	124

(14) 大学以外の教育施設等における学修

本調査項目 21 では、大学通信教育設置基準第 7 条による大学以外の教育施設等における学修について尋ねた。「大学設置基準第 29 条によるもの」は「大学設置基準第 29 条第 1 項の規定により、大学が単位を与えることのできる学修を定める件」（平成 3 年 6 月 5 日 文部省告示第 68 条）によるものであり、「上記以外によるもの」は、「大学通信教育設置基準の制定等について」（昭和 56 年 10 月 29 日 文部次官通達）の「六 体育実技の履修方法」によるものである。「大学設置基準第 29 条によるもの」の回答は 17 学部からあり、最小 2 単位、最大 60 単位、平均 24.8 単位となり、専門学校などでの学習を算入している大学が少なくないことが分かる。一方、「上記以外によるもの」の回答は 1 学部等のみで、実際には体育実技の大学外での実施が活用されていないことが分かる。

(15) 専任教員数の適用条項

本調査項目 22 では、大学通信教育設置基準による必要となる専任教員数の根拠を尋ね

た。「第9条第1項」は独立型（通信制のみの単独設置）の通信教育学部の場合であり、「第9条第2項」は「併せ行う」場合で収容定員4000人について4名の専任教員を増加する場合であり、「第9条第2項但書き」は「併せ行う」場合で小規模のために該当する通学課程の専任教員数の2割の増加となる場合であり、「昭和56年文部省令第33号附則第3項」はそれ以前に開設されたために「従前の例」によるとされた場合である。

ただし、適用条項の回答については設置認可申請段階での適用法令について明確にその後も意識されている大学では明瞭であるが、実際には回答にあたって不明瞭であったケースもあるようで、無回答なども目に付いた。増加が必要な専任教員数の項目は、「第9条第2項」の場合には4名と答えるケースが多かったが、0人と答える場合や併設型であるのに全専任教員数と同じ数値を答えるケースなど混乱した回答も目に付いた。

	学部数
大学通信教育設置基準第9条第1項	4
大学通信教育設置基準第9条第2項	17
大学通信教育設置基準第9条第2項但書き	3
大学通信教育設置基準昭和56年文部省令第33号附則第3項	14

なお、本調査項目23では、科目等履修生による専任教員数の増加を尋ねた。これは大学通信教育設置基準第9条第3項により多くの科目等履修生を受け入れる場合に専任教員を増加することを定めたものであるが、この規定に該当するという回答はなかった。つまり、法令上の規定が適用されているケースがないという実態となっている。

(16) 添削等のための組織等

本調査項目26では、大学通信教育設置基準第12条に定められている添削等のための組織の名称を尋ねた。この設問では、併設型の通信制大学では、管理運営の組織という解釈から、学部教授会、通信教育部代表委員会、通信教育委員会、運営委員会、教務委員会、通信教育部委員会といった会議体の組織名称を挙げるケースが多くあった。一方、学習指導室、添削指導室、研究室、学生支援センター、通信教育係という学生指導を担う部門や研究室を挙げるケースも目立った。

(17) 教員以外の勤務者

本調査項目27では、教員以外で通信教育に従事する者の名称を質問したところ、次のような回答があった。「主要な資格等」では、「学士以上」「修士以上」「本学大学院在学」「本学博士課程在学」などが多く、基本的には大学におけるティーチングアシスタント(TA)に相当する職種として位置付けられていることが分かる。

・9大学で回答のあったもの

ティーチング・アシスタント・TA（本学大学院生・修士以上・本学修士課程在学
2大学・学士以上2大学）

・5大学で回答のあったもの

インストラクター（修士以上・本学卒業者・大学院修士課程在学者）

- ・ 3 大学で回答のあったもの

教務補助員（学士以上・高卒以上）

- ・ 1 大学で回答のあったもの

指導補助員（本学大学院生） UGA（学部学生） アシスタント（本学卒業者）

レポートインストラクター（学士以上） 教育コーチ（修士以上）

添削指導員 3（修士以上） 添削担当者（修士以上） 学習指導員（学士以上）

指導員（学士以上） 運営補助員 試験監督員（本学卒業者） 技術職員

学習指導講師（修士以上） 通信教育部指導教員（博士後期在学）

スクーリング補助員 現場実習巡回指導員（社会福祉士） 分担協力講師

面接授業TA（大学院在学） 通信添削指導（修士以上）

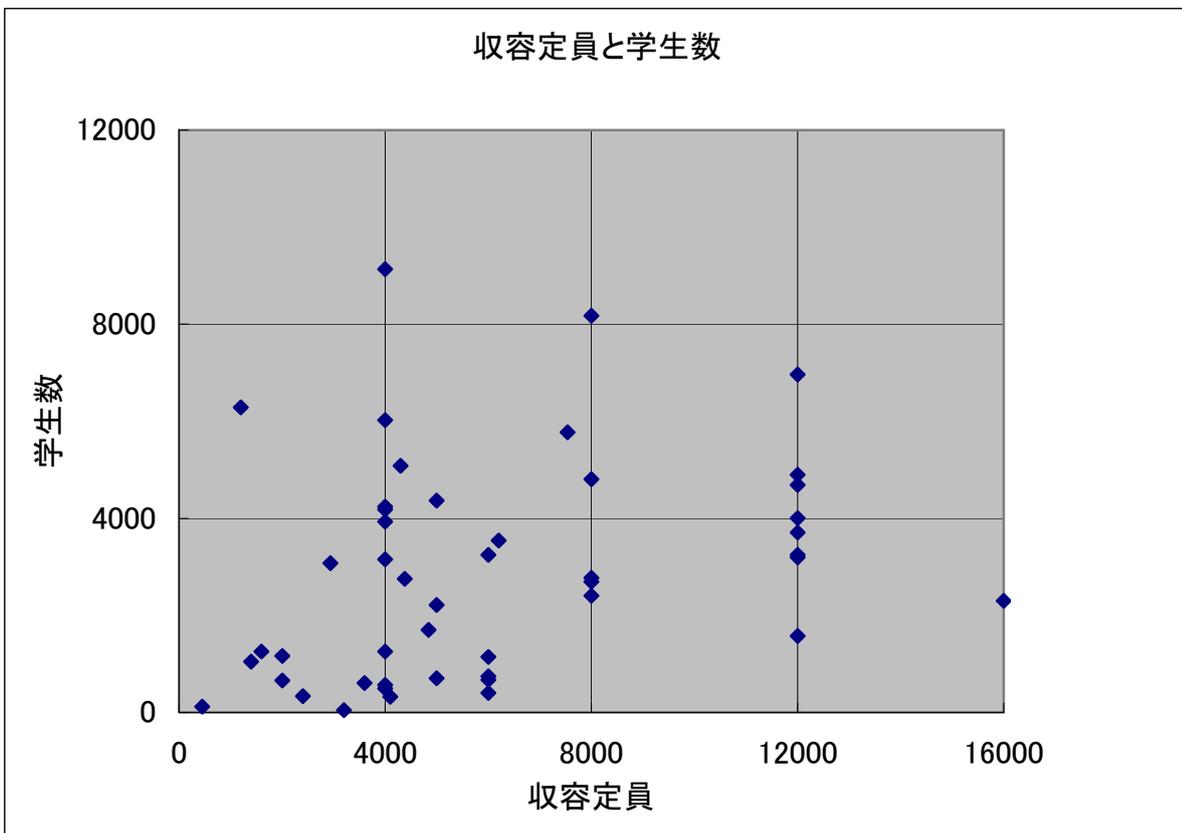
単位認定試験添削（修士以上）

2 主要な傾向の分析

続いて、各項目を照合して、主要な傾向を分析したい。なお、独立型と併設型の区別について回答に混乱が見られる場合は、法令に照らして適当な分類を行って再集計した。

(1) 収容定員と実際の学生数の関係

4年間の定員の合計である「収容定員」と科目等履修生を除いた「学生数」の関係をグラフにすると、次のとおりとなる。グラフでは対象となる35大学の48学部のうち、収容定員が極度に多い放送大学を除いた。



上記のグラフからは、収容定員を満たさない学部が多いという傾向が分かる。48 学部について、収容定員の段階ごとに、正規の学生数が収容定員に占める割合で分類すると次の表のようになる。

学部収容定員	正規の学生数が収容定員に占める割合							計
	0.25以下	0.50以下	0.75以下	1.00以下	1.25以下	1.50以下	1.50超	
4,000人以下	5	3	1	4	3	0	3	19
8,000人以下	6	5	4	2	2	0	0	19
12,000人以下	1	6	1	0	0	0	0	8
16,000人以下	1	0	0	0	0	0	0	1
16,000人超	0	0	1	0	0	0	0	1
	13	14	7	6	5	0	3	48

学生数が収容定員を超えているのは2割の8学部であり、定員充足率50%以下の学部が過半数の27学部もある。こうした状態は、収容定員が大学の経営と学生の入学受入の前提をなす数値であるということからも、問題のない状態とは言えない。しかし、単純に通学課程の「定員割れ」と同じように捉えることができないのは、通信制大学では志願者の入学試験を前提にしていないことや、設置基準上も4000人で学生定員を区切る発想で規定されており、定員自体の意味が通学課程とは大きく異なっていることがあり、こうした社会的機能や法令上の前提も勘案されなければならないだろう。

(2) 収容定員のあり方

設定された収容定員は、35大学48学部について整理すると次の表のようになる。

現在の大学通信教育設置基準が制定される以前に開設された大学通信教育はすべて、通学課程を基礎とした「併せ行う」形態の併設型であり、入学定員が1000の倍数となっており、4学年分の収容定員は編入学定員の個別の設定がないために4000の倍数となっている。一方、通学課程をもたない「通信教育学部」である独立型については、大学通信教育設置基準が別表第1で8,000人、12,000人、16,000人について専任教員数を定め、8,000人未満は8,000人とみなし、16,000人を超える場合は4,000人あたり3人を増加する規定となっており、こちらも4,000の倍数となる規定である。当該規定による放送大学が収容定員60,000人と巨大になっており、これ以外の2校も大きな定員設定となっている。これ以外の通信制大学は併設型である。これらも編入学定員の設定で1桁まで規定した収容定員もあるが、多くは100や1000の倍数である。この併設型についても、大学設置基準第9条第2項による場合は収容定員4,000人について4人の専任教員を当該通学課程の学部の専任教員数に増加するものである。ただし、この人数が当該通学課程の学部の相当学科の専任教員の2割よりも少ない場合は、2割増を優先して求めることが第9条第2項但書きに記載されているので、小規模の定員設定をした場合はこの但書きが優先適用される。今回、本調査項目22でこの「第9条第2項但書き」の適用であると回答したのは3学部であるが、実際にはこちらが適用されるケースの大学も少なくないと思われる。

		学部収容定員	実際の定員 (該当学部数)				学部数
附則3該当	「併せ行う」 形態 21学部	4,000人以下	4,000(3) 3,600(1)				4
		8,000人以下	8,000(3) 6,200(1) 6,000(3) 5,000(1)				8
		12,000人以下	12,000(8)				8
		16,000人以下	16,000(1)				1
上記以外	通信教育学部 3学部	4,000人以下	2,000(1)				1
		8,000人以下	6,000(1)				1
		12,000人以下					0
		16,000人以下					0
		16,000人超	60,000(1)				1
	「併せ行う」 形態 24学部	4,000人以下	4,000(6) 3,200(1) 2,940(1) 2,400(1)				14
			2,000(1) 1,600(1) 1,400(1)				
			1,200(1) 450(1)				
		8,000人以下	8,000(2) 7,540(1) 6,000(1) 5,000(2)				10
4,840(1) 4,380(1) 4,300(1) 4,100(1)							
合計						48	

(3) 6割を占める編入学者

学校基本調査では通学制の例に倣って毎年度の正規課程の入学者数が調査されており、全数調査である『平成18年度 学校基本調査報告書』のデータでは、通信制大学の合計として13,869名の入学者となっている。同一データを質問した本調査項目9でも、14,229名であり大きな誤差はない。しかし、学校基本調査は5月1日現在の調査であるために5月1日以降に確定する入学者数が含まれないという問題があり、これは「10月生」などと呼ばれる後期入学者が多い大学では実態と乖離した集計となることが指摘される。さらに学校基本調査では編入学者数を尋ねていないために、「編入学者」の実態が把握されないという問題が出ている。

このため本調査では「10月生」を対象とすることは出来ないが、項目10より「1年次入学者」「2年次編入学者」「3年次編入学者」「その他」について質問した。「その他」については、「2年次・3年次以外の編入学・再入学等を含むが、科目等履修生を含まない」との注記を行った。これについての35大学48学部の合計は次のとおりである。

区分	有回答学部数	人数	全入学者・編入学者に占める比率
1年次入学者	48	12,010	39.7%
2年次編入学者	35	1,641	5.4%
3年次編入学者	26	14,530	48.1%
その他(再入学等)	41	2,042	6.8%
1年次入学以外の小計		18,213	60.3%
合計		30,223	100.0%

このデータにより、通信制大学の正規の学生となる学生のうち、1年次からの入学は4割にすぎず、残り6割は編入学であることが分かった。

なお、本調査項目10の「1年次入学者」は、本調査項目9及び学校基本調査の入学者数と同じになるはずであるが、三つの数値は、12,010名、14,229名、13,869名と異同があった。これは、学校基本調査の入学者数に一部編入学者数をカウントした学校があることを予想させるので念のために注記しておく。

正規課程の学生となる入学者・編入学者の合計に編入学者が占める割合は6割であるが、これを48学部の規模別に整理すると次のようになる。

学部収容定員	入学者・編入学者の合計に編入学者が占める割合					
	0	0.25以下	0.50以下	0.75以下	1.00以下	計
4,000人以下	2	0	3	11	3	19
8,000人以下	1	4	3	6	5	19
12,000人以下	0	0	4	4	0	8
16,000人以下	0	0	1	0	0	1
16,000人超	0	0	1	0	0	1
合計	3	4	12	21	8	48

上記のうち「0」となっているのは、完成年度前の学部である。正規課程の学生の半分以上を編入学者による大学が29校もあり、うち8校は4分の3以上を編入学による状態であることが分かる。

このようなことから、通信制大学の基本的な入学スタイルとしては、入学以上に編入学が重きを占めており、大学・短大・専門学校などの卒業・修了者が再び学ぶためのルートになっていることが分かる。

(4) 科目等履修生の高い比率

次の表は、科目等履修生等の正規課程以外の学生数を正規課程の学生数で割った比率である。科目等履修等は複数の学部をもつ大学では学部ごとではなく大学単位で設定されているケースがほとんどであるので、48学部ではなく35大学ごとに集計した。

大学全体の収容定員	科目等履修生の正規の学生数に対する比率								計
	0	0.25以下	0.50以下	0.75以下	1.00以下	1.25以下	1.50以下	1.50超	
4,000人以下	2	9	2	1	0	0	0	0	14
8,000人以下	1	6	3	0	2	0	0	1	13
12,000人以下	0	0	1	1	0	0	0	0	2
16,000人以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16,000人超	1	3	1	0	1	0	0	0	6
合計	4	18	7	2	3	0	0	1	35

『平成 18 年 学校基本調査』では通信制大学の正規課程の学生 198,483 人に対して 2 割に相当する 46,684 名の科目等履修生等が在学している。本調査で 35 大学について見ると、科目等履修生などが在籍しない大学が 4 校ある一方で、正規課程の学生よりも科目等履修生などが多い大学は 4 校もあった。

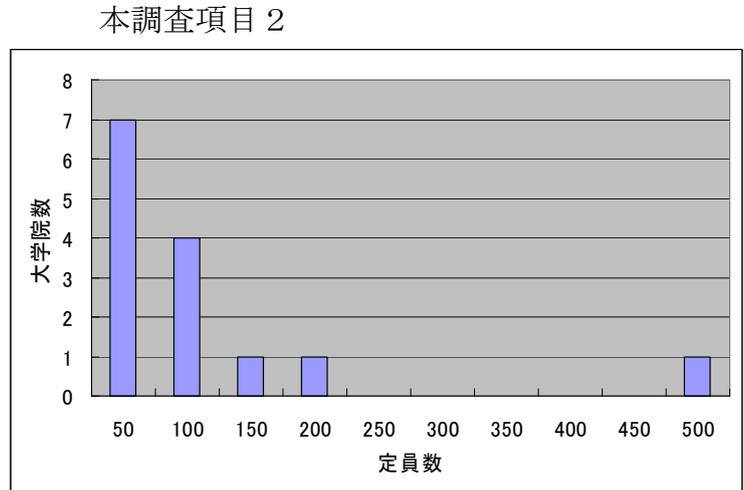
通信制大学における科目等履修生は、自由な履修のあり方や資格取得など様々なニーズに対応しており、重要な役割を果たしている。一方、大学通信教育設置基準第 9 条第 3 項により多くの科目等履修生を受け入れる場合に専任教員を増加する規定は、実態としてそれを必要とするところに至っていないという見方もできるが、適用していると考える大学が本調査項目 23 のように 1 校もない状態では当該条項についての検討の必要性が感じられる。

第3章 「全国アンケート調査」に見る通信制大学院

1 博士前期課程（修士課程）

(1) 定員数

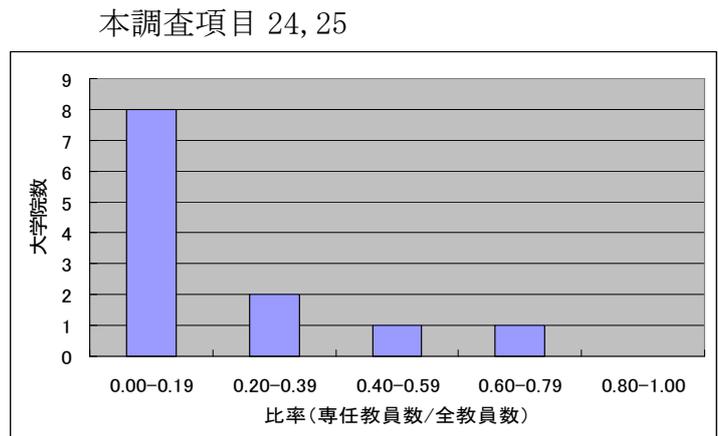
全体の50%が、50名以下の定員数の大学院で、51-100名の定員の大学院が30%、および100名を超える定員数の大学院が20%開設されている。



定員数の分布

(2) 専任教員の比率

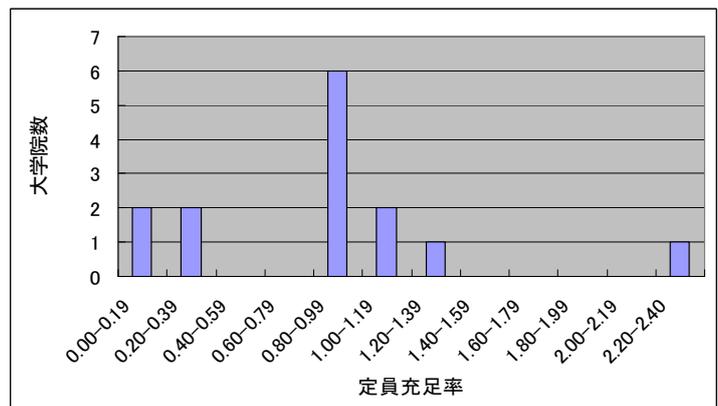
約半数の大学院が専任教員をおかず、兼任教員で運営している。



全教員に占める専任教員数の割合

(3) 定員充足率

大幅に定員を超過している一校に加え、定員前後の入学者を確保している大学院と定員の半数に満たない大学院の2極化が生じている。

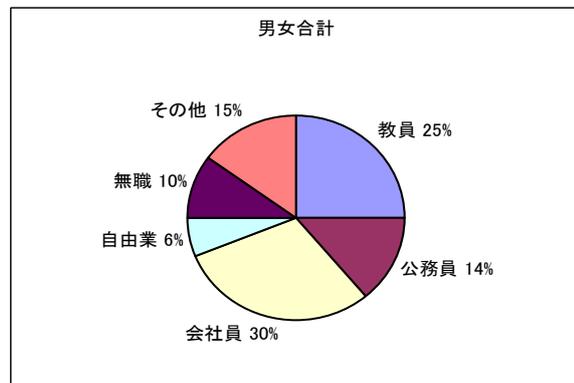
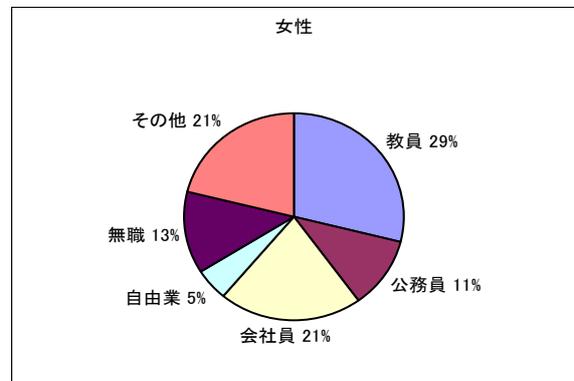
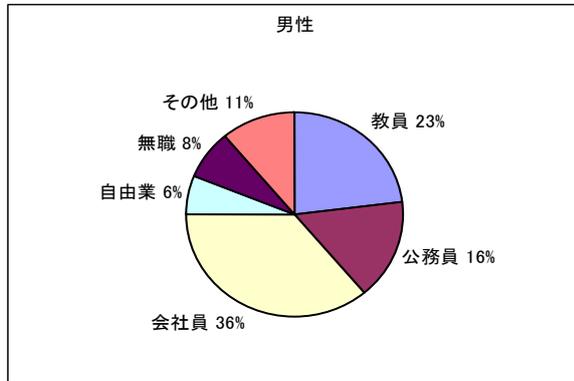


定員充足率 (入学者数/定員数)

(4) 職業別学生数

男性では会社員，教員，公務員の順番であるのに対し，女性は，教員，会社員，公務員の順になっている。全体では，会社員，教員，公務員の順である。

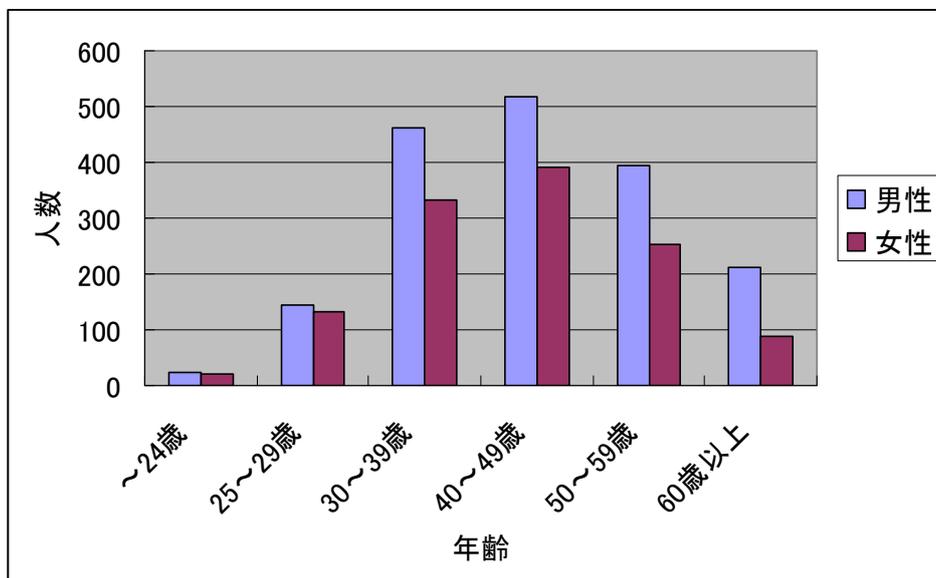
本調査項目 11



(5) 年齢別学生数

30-60歳が男女とも多く，30歳未満の学生は比較的少ない。

本調査項目 12



(6) 外国在住の学生

総数で、日本人7名、外国人1名であり、多いとは言えない。

(7) 入試形態

14校中13校が面接を実施し、面接重視の入試を行っている。面接試験と書類選考を併用している大学院は9校存在する。

筆記試験実施校数：7校／14校中

面接試験実施校数：13校／14校中

書類選考実施校数：10校／14校中

書類による学力試験実施校数：1校／14校中

(8) メディアを利用した教育

双方向メディアを利用している大学院は2校、これ以外のメディアを利用している大学院は3校で、活用されているとは言えない。

(9) 定期試験の方法

会場で試験を行う大学院は4校、インターネットでの試験を行う大学院が1校、これ以外の方法で行う大学院が4校存在する。

(10) 教員以外の勤務者

ほぼ半数の大学院がTAなどの教員補助者を採用している。

2 博士後期課程（博士課程）

(1) 定員数

定員は、3-9名の範囲で分布している。

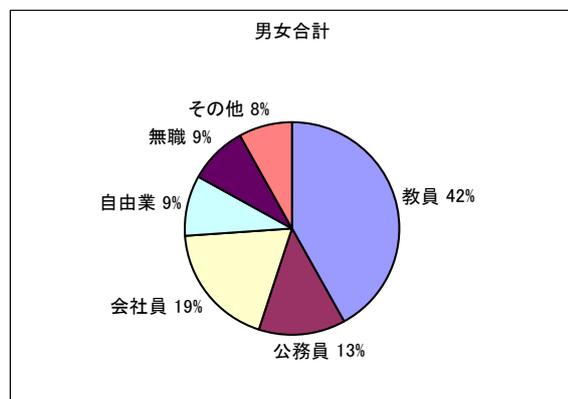
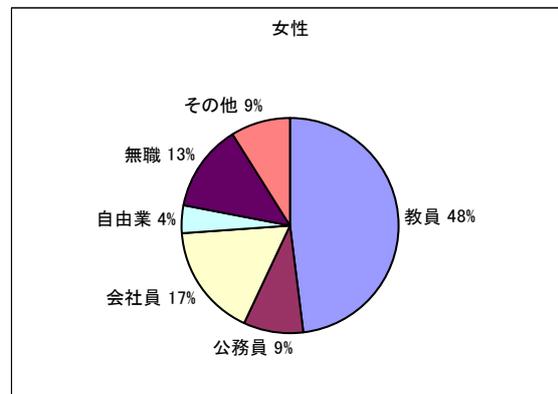
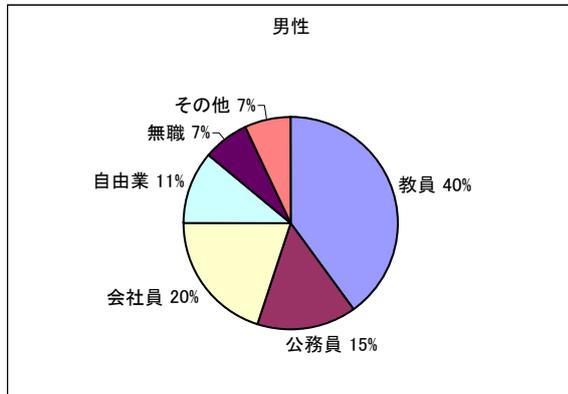
(2) 定員充足率

ほぼ定員を充たしている大学院が多い。

(3) 職業別学生数

男女とも、教員が多く、会社員、公務員の順になっている。

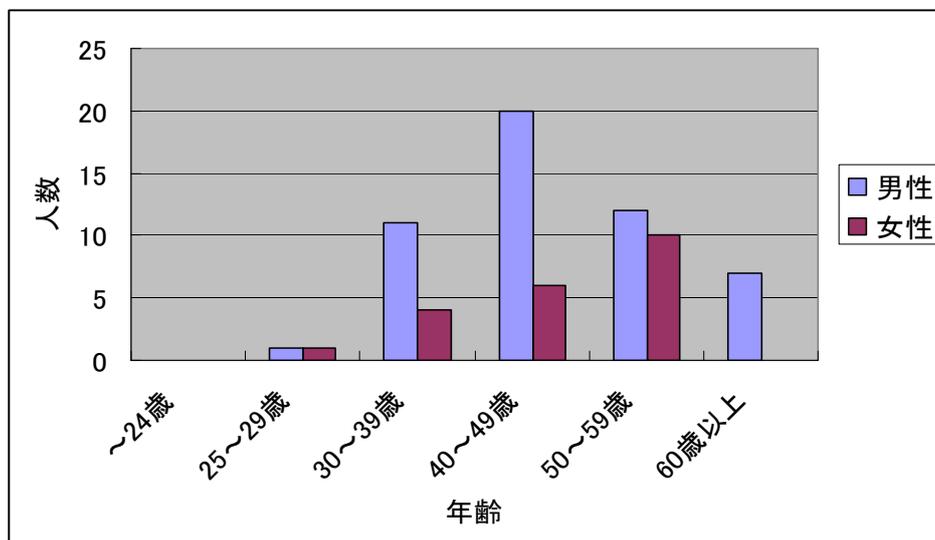
本調査項目 11



(4) 年齢別学生数

男性は40歳代が多く、女性は50歳代が多くなっている。

本調査項目 12



(5) 外国在住の学生

特にいない。

(6) 入試形態

すべての大学院で面接を実施し，専門科目，外国語，小論文，基礎科目の試験のいずれかを併用している。書類による学力試験を実施している大学院は存在しない。

筆記試験実施校数：4校／4校中

面接試験実施校数：4校／4校中

書類選考実施校数：3校／4校中

書類による学力試験実施校数：0校／4校中

(7) メディアを利用した教育

双方向メディアや，これ以外のメディアを利用している大学院は1校だけで，活用されているとは言えない。

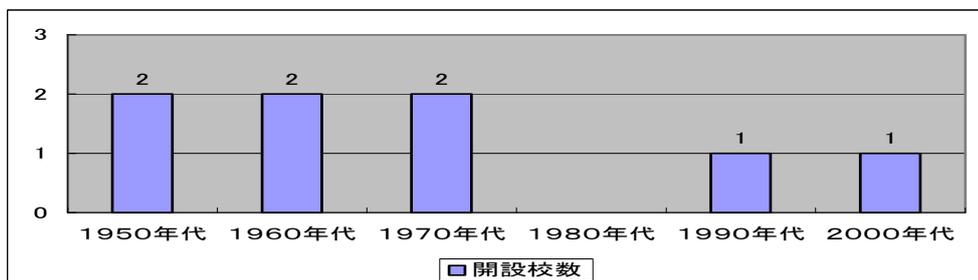
第4章 「全国アンケート調査」に見る通信制短期大学

1 通信制短期大学の開設時期

通信制短期大学は現在8校である。1950年代、1960年代、1970年代にそれぞれ2校が開設したが、その後は1990年代に1校、2000年代に1校開設しただけで、増加傾向にはない。

本調査項目2 通信制短期大学の開設時期

開設時期	開設校数
1950年代	2
1960年代	2
1970年代	2
1980年代	
1990年代	1
2000年代	1
計	8

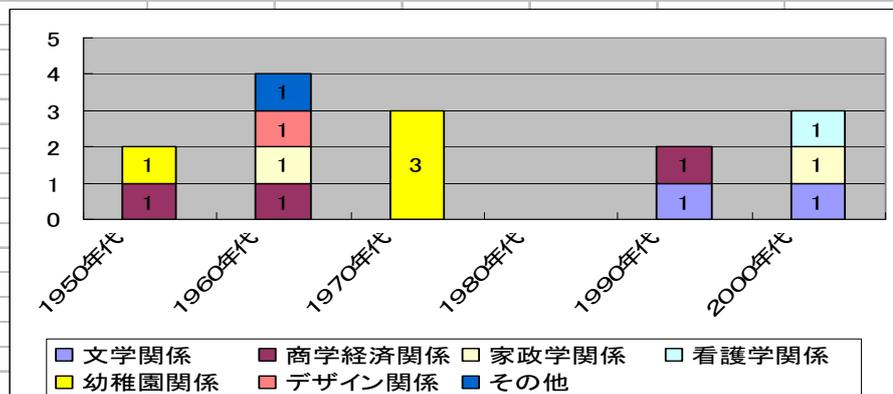


2 学科分類別開設時期

保育関係の学科が4校であり、通信制の短期大学は幼児教育関係よりスタートしている。もう一方に商学経済関係があるが、わずか3校であり（1校は1990年以降）である。1990年以降になると、国際コミュニケーション、生活福祉、看護系、こども学科と通学課程の新設学科と類似する傾向にある。

本調査項目2 学科分類別開設時期

	文学関係	商学経済関係	家政学関係	看護学関係	幼稚園関係	デザイン関係	その他
1950年代			1		1		
1960年代		1	1			1	1
1970年代					3		
1980年代							
1990年代	1	1					
2000年代	1		1	1			
計	2	3	2	1	4	1	1



3 授業の方法等

通信制短期大学8校中の開設授業において、メディア授業を実施している学校はなく、インターネットを使用して放送授業を実施している学校は1校ある。

開設授業総数 933 科目のうち、44.6%に当たる 416 科目が面接授業で行われている。
本調査項目15 授業の方法等

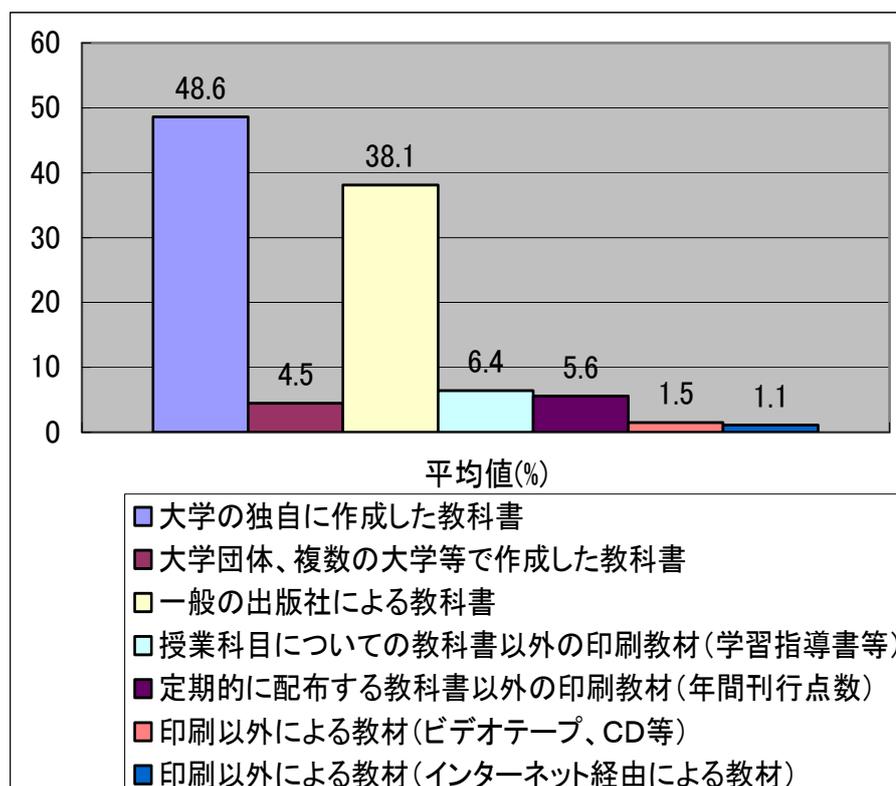
	放送授業	面接授業	メディア授業（同時双方向）	メディア授業（同時双方向以外）
実施学校数	1	8	0	0
開設科目数／開設科目総数	8／933	416／933	0／933	0／933

4 印刷教材等

ほとんどの短期大学が独自に作成した教材と一般市販教材を使用しており、印刷以外（ビデオ、CD、インターネット等）の使用は少ない傾向にある。

本調査項目16 印刷教材等

印刷教材等の区分	平均値(%)	最小値	最大値
大学の独自に作成した教科書	48.6	2	88
大学団体、複数の大学等で作成した教科書	4.5	0	16
一般の出版社による教科書	38.1	1	82
授業科目についての教科書以外の印刷教材（学習指導書等）	6.4	0	26
定期的に配布する教科書以外の印刷教材（年間刊行点数）	5.6	0	13
印刷以外による教材（ビデオテープ、CD等）	1.5	0	9



5 定期試験等

各校とも名称，回数に違いがある。

本調査項目19 定期試験等

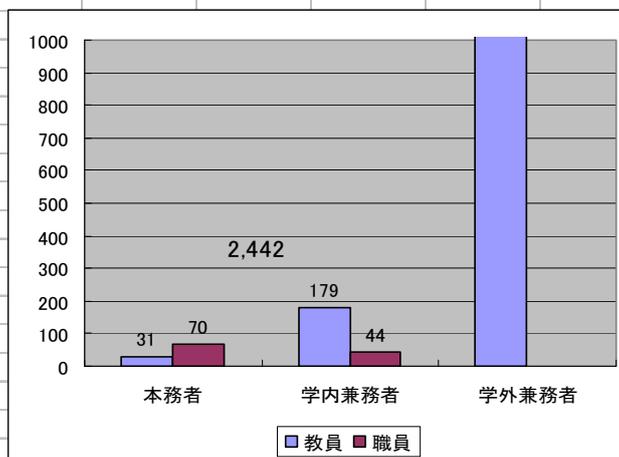
	平均値	最小値	最大値
実施回数	8.6	6	10
実施会場数	41.3	24	85
方法等 (実施学校数)	試験会場		7
	インターネット経由による在宅の試		0
	それ以外の方法		0

6 教員数・職員数

教員は本務者が少なく，ほとんどが学内・学外兼務者に負っている。

本調査項目24・25・28 教員数・職員数

	教員	職員
本務者	31	70
学内兼務者	179	44
学外兼務者	2,442	
計	2,652	114

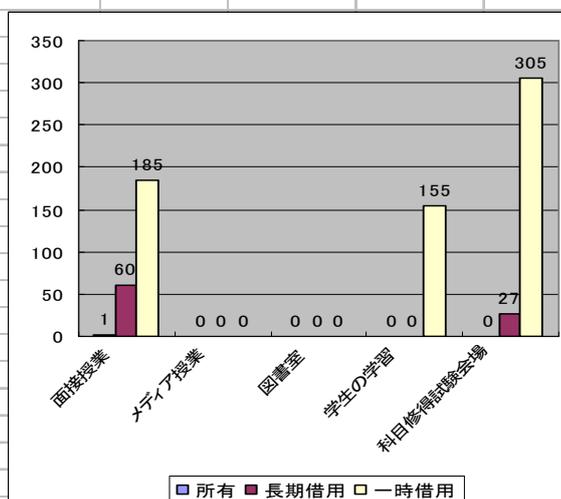


7 主要な校舎以外の施設

施設的には，面接授業と科目修得試験会場の一時借用が多い。また，図書館は通学課程の図書館を使用しているのがほとんどである。

本調査項目30 主要な校舎以外の施設

	所有	長期借用	一時借用
面接授業	1	60	185
メディア授業	0	0	0
図書室	0	0	0
学生の学習	0	0	155
科目修得試験会場	0	27	305



第5章 「全国アンケート調査」に見るメディア授業

1 調査の目的・内容

「メディアを利用して行う授業・通信教育の在り方」をテーマとする今回の調査は、大学通信教育の現状及び課題を正確に把握して検討することを目的として、すべての大学通信教育の実施校（大学院，短期大学を含む）を対象として実施したものである。平成18年5月に文部科学省より「先導的・大学改革推進委託」調査研究を依頼された日本大学と財団法人私立大学通信教育協会は、アンケート調査方式による「通信制大学の全国調査」を実施した。同調査は、「大学通信教育設置基準の各条項に関する基礎的データ」と「メディアを利用して行う授業」に関する実態調査を大きな二大テーマとして行った。

さて、調査対象とした「メディアを利用して行う授業」とは、大学通信教育設置基準第三条に定められている授業形態を指すが、それは具体的には平成13年3月に制定された次のような大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく授業形態を指している。

「通信衛星，光ファイバ等を用いることにより，多様なメディアを高度に利用して，文字，音声，静止画，動画等の多様な情報を一体的に扱うもので，一及び二に掲げるいずれかの要件を満たし，大学において，大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって，かつ，授業を行う教室以外の教室，研究室又はこれらに準ずる場所（大学設置基準第三十一条の規定により単位を授与する場所においては，企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。）において履修させるもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって設問解答，添削指導，質疑応答等による指導を併せ行うものであって，かつ，当該授業に関する学生の意見の交換の機会が確保されているもの」

現在，大学通信教育の学習方法は，大学通信教育設置基準によって，①印刷教材等による授業，②放送授業（主に放送大学が実施），③面接授業（スクーリング），④メディアを利用して行う授業の四つが規定されている。

このメディアを利用して行う授業とは，インターネットやテレビ会議方式の遠隔授業の形態であり，平成13年の大学通信教育設置基準の改正によって学士課程124単位をすべてこのような授業の方法で行うことが認められた。

周知の通り，世界的なIT化の進展の影響を受けて，平成9（1997）年に大学設置基準が改正されて遠隔授業という新しい授業形態が追加された。それは，同時双方向のテレビ会議方式の遠隔地を結んで行う授業のことであり，対面授業を基本とする通学課程において初めて遠隔教育の形態を導入することが可能となった。平成10（1998）年には大学通信教育設置基準が改正されテレビ会議方式の遠隔授業が認められたが，それは同期双方向であり，履修場所も教室，研究室またはこれに準ずる場所に限定され，修得単位の上限は10単位であった。しかし，平成13（2001）年の大学通信教育設置基準の改正によってインターネットによる授業の配信が許可され，これにより非同期双方向の授業も遠隔授業の一つ

として認められ、現在の「メディアを利用して行う授業」の制度的基盤がつけられた。

2 メディア授業の実施状況

(1) 実施状況

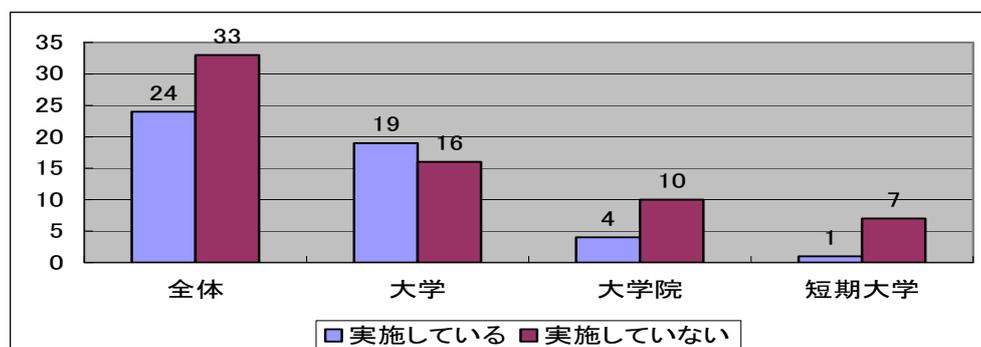
「メディアを利用して行う授業」（以下、メディア授業と略称）の実施している割合は、本調査項目 33-1 の通りであるが、全体で 42.1%，大学 54.3%，大学院 28.6%，短期大学（以下、短大と略称）12.5%であり、学生数の多い大学を中心として実施されていることがうかがわれる。

なお、1 短期大学はアンケート調査にメディア授業を実施していると回答してきたのでメディア授業実施校としてカウントしている。しかし、実際はインターネットを使って講義は配信されているが双方向性の確保が不明であり、厳密に言えば放送授業としてカウントすべきであると考えられる。

大学通信教育におけるメディア授業はそれのみで単位を修得することが可能な授業形態であることを考えれば、上記の割合は極めて高いものと言えよう。メディア教育開発センターの『eラーニング等の IT を活用した教育に関する調査報告書（2006 年）』（以下、『センター調査報告書』と略称）によれば、「eラーニング等による履修のみで修了できる講義がある」は 10.0%にすぎない。

本調査項目33-1 メディアを利用して行う授業の実施

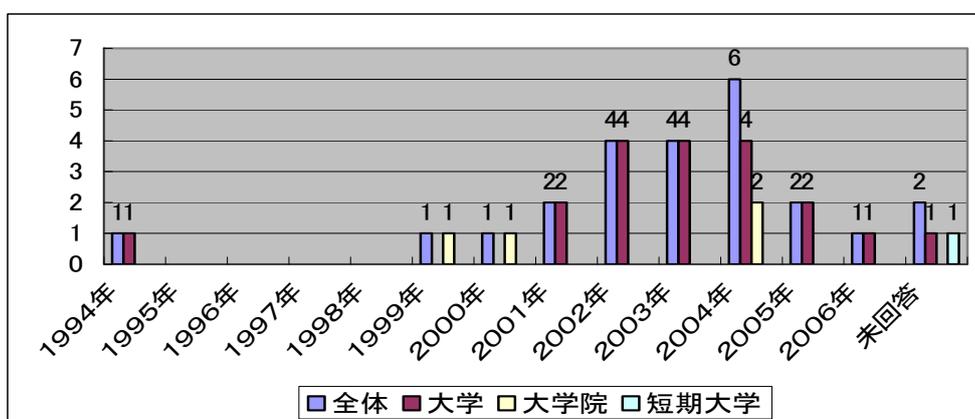
項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
実施している	24	42.1%	19	54.3%	4	28.6%	1	12.5%
実施していない	33	57.9%	16	45.7%	10	71.4%	7	87.5%
合計	57		35		14		8	



メディア授業の実施時期は、本調査項目 34-1 のとおりである。その嚆矢は 1994 年に衛星放送を使用したテレビ会議方式の双方向遠隔授業が認められ、それが本格化したのは平成 13（2001）年の大学通信教育設置基準の改正によってインターネットによる授業の配信が許可されてからである。2001 年までにメディア授業を開始した学校はテレビ会議方式の遠隔授業を採用したが、現在はインターネットによる授業配信が主流となっている。

本調査項目34-1 メディアを利用して行う授業の実施年

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1994年	1	4.2%	1	5.3%		0.0%		0.0%
1995年		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
1996年		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
1997年		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
1998年		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%
1999年	1	4.2%		0.0%	1	25.0%		0.0%
2000年	1	4.2%		0.0%	1	25.0%		0.0%
2001年	2	8.3%	2	10.5%		0.0%		0.0%
2002年	4	16.7%	4	21.1%		0.0%		0.0%
2003年	4	16.7%	4	21.1%		0.0%		0.0%
2004年	6	25.0%	4	21.1%	2	50.0%		0.0%
2005年	2	8.3%	2	10.5%		0.0%		0.0%
2006年	1	4.2%	1	5.3%		0.0%		0.0%
未回答	2	8.3%	1	5.3%		0.0%	1	100.0%
合計	24		19		4		1	

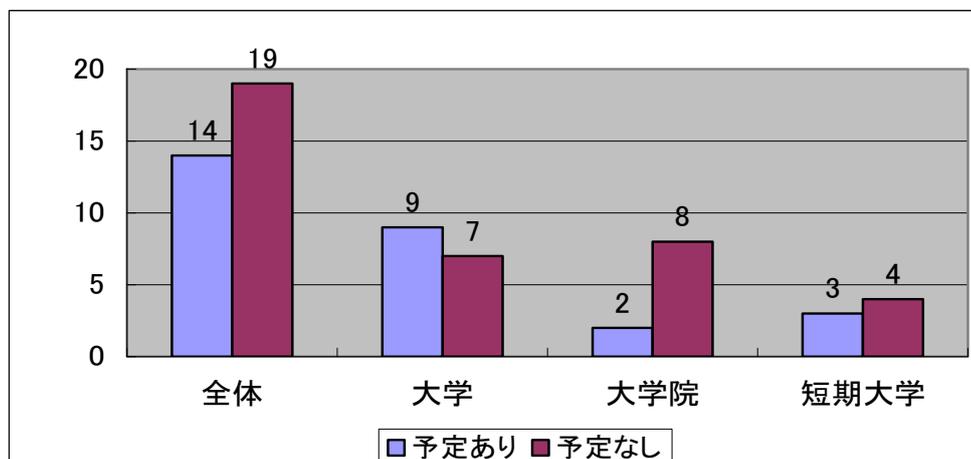


現在メディア授業を実施していない学校中で、今後の実施を予定している学校は本調査項目 33-2 のとおりであり、実施校と実施予定校を合計すると、全体 38 校 (66.7%)、大学 28 校 (80%)、大学院 6 校 (43.9%)、短大 4 校 (50%) である。

メディア授業を導入した理由については本調査項目 34-2 の通りであるが、「学生のニーズに応えるため」が全体、大学で 60%以上を占めるが、大学院のみ「教育指導上必要と認められた」が 75%であり、小人数の対面授業を重視する大学院におけるメディア授業のあり方は大学・短大とは同一ではあり得ないことを示している。

本調査項目33-2 33-1で「実施していない」の場合、今後の実施予定（構想）

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
予定あり	14	42.4%	9	56.3%	2	20.0%	3	42.9%
予定なし	19	57.6%	7	43.8%	8	80.0%	4	57.1%
合計	33		16		10		7	

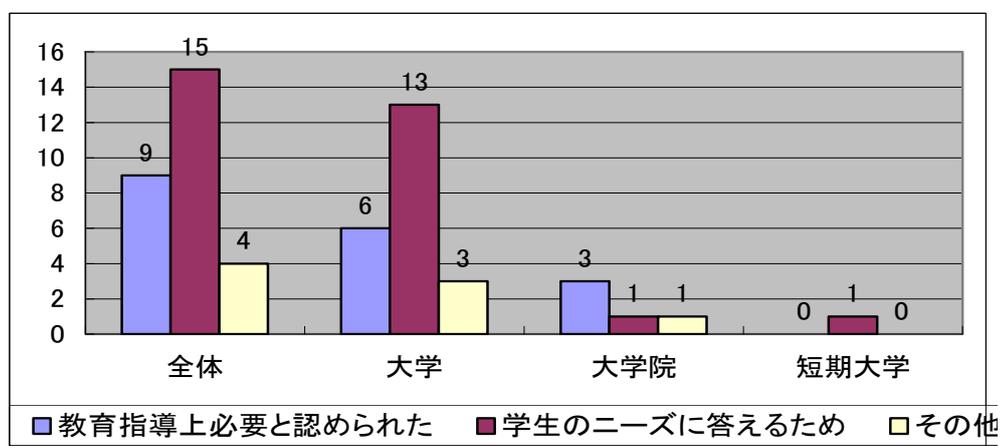


本調査項目34-2 メディアを利用して行う授業の主たる導入理由（複数回答可）

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
教育指導上必要と認められた	9	37.5%	6	31.6%	3	75.0%	0	0.0%
学生のニーズに答えるため	15	62.5%	13	68.4%	1	25.0%	1	100.0%
その他	4	16.7%	3	15.8%	1	25.0%	0	0.0%
回答学校数	24		19		4		1	

その他の回答内容

大学	選択と多様性のある教育機会の提供 新しい学習のしくみを提供するため 学生のスクーリング（面接授業）の負担を軽減するため
大学院	外国在住の講師のため

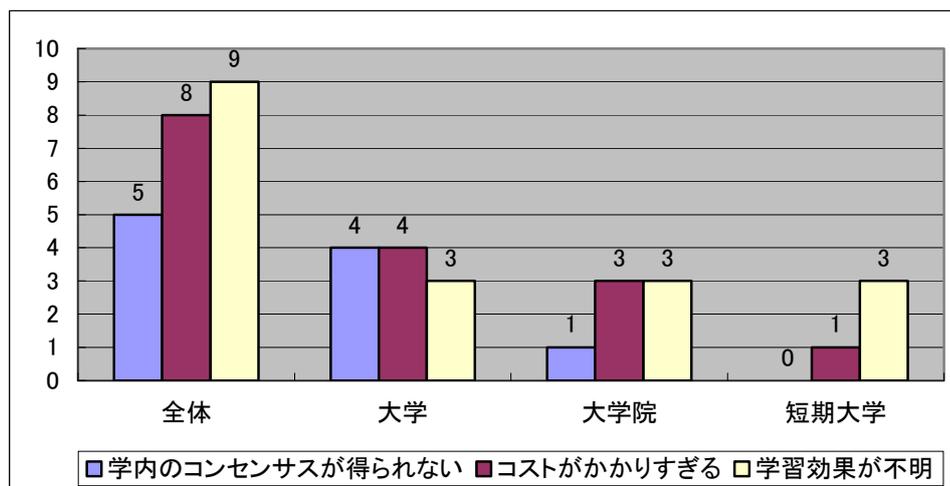


(2) 非実施状況

メディア授業を実施していない学校は本調査項目 33-1 のとおりであるが、小人数の対面授業を重視する大学院の割合が高いことが分かる。メディア授業の実施予定なしとした理由については本調査項目 33-4 のとおりであるが、全体で「学習効果が不明」を挙げた学校が 47.4%であり、『センター調査報告書』においても「eラーニング等の教育効果に対して教職員の理解が不十分」が 49.7%とそれに対応するような結果が出ている。メディア授業のニーズが最も高い大学において非実施の理由として、「学内のコンセンサスが得られない」と「コストがかかりすぎる」が共に 57.1%である。

本調査項目33-4 33-2で「予定なし」の場合、その理由（複数回答可）

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
学内のコンセンサスが得られない	5	26.3%	4	57.1%	1	12.5%	0	0.0%
コストがかかりすぎる	8	42.1%	4	57.1%	3	37.5%	1	25.0%
学習効果が不明	9	47.4%	3	42.9%	3	37.5%	3	75.0%
回答学校数	19		7		8		4	



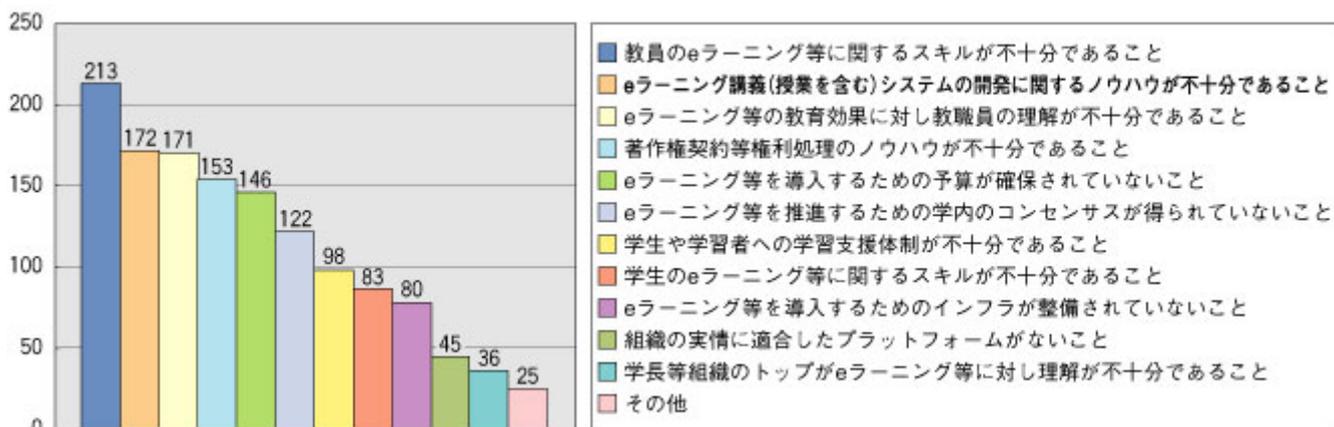
メディア教育開発センターが行った「ITを活用した教育を実施するに当たっての課題」（複数回答可：IT活用教育を導入していない機関）の調査結果（『センター調査報告書』, 11頁）を参考のために示すと図のとおりである。

メディア授業を実施していないがインターネットの通信教育における利用内容は本調査項目 33-5 のとおりである。全体で「質問票」69.7%、「レポート」33.3%であるが、試験時の個人認証が困難なためインターネットを利用して試験を行っているところは少数であり、一部の大学院と短大で実施しているだけである。

インターネットを「その他」に利用している場合のその内容一覧は本調査項目 33-5-2 のとおりである。

IT を活用した教育を実施するにあたっての課題
 (複数回答可：IT 活用教育を導入している機関としていない機関における割合)

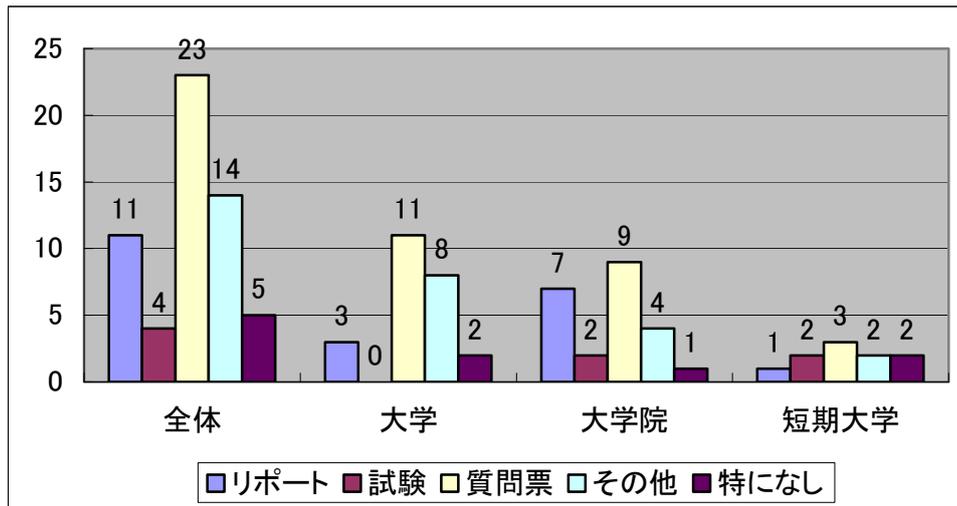
項 目	導入している機関		導入していない機関	
	回答数	割 合	回答数	割 合
教員のeラーニング等に関するスキルが不十分であること	213	61.9%	172	39.7%
eラーニング講義（授業を含む）システムの開発に関するノウハウが不十分であること	172	50.0%	166	38.3%
eラーニング等の教育効果に対し教職員の理解が不十分であること	171	49.7%	139	32.1%
著作権契約等権利処理のノウハウが不十分であること	153	44.5%	101	23.3%
eラーニング等を導入するための予算が確保されていないこと	146	42.4%	154	35.6%
eラーニング等を推進するための学内のコンセンサスが得られていないこと	122	35.5%	140	32.3%
学生や学習者への学習支援体制が不十分であること	98	28.5%	87	20.1%
学生のeラーニング等に関するスキルが不十分であること	83	24.1%	59	13.6%
eラーニング等を導入するためのインフラが整備されていないこと	80	23.3%	88	20.3%
組織の実情に適したプラットフォームがないこと	45	13.1%	48	11.1%
学長等組織のトップがeラーニング等に対し理解が不十分であること	36	10.5%	24	5.5%
その他	25	7.3%	9	2.1%
総合計	1,344		1,187	



(メディア教育開発センター『eラーニング等のITを活用した教育に関する調査報告書』より)

本調査項目33-5 33-1で「実施していない」の場合、インターネットの通信教育での利用内容（複数回答可）

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
レポート	11	33.3%	3	18.8%	7	70.0%	1	14.3%
試験	4	12.1%	0	0.0%	2	20.0%	2	28.6%
質問票	23	69.7%	11	68.8%	9	90.0%	3	42.9%
その他	14	42.4%	8	50.0%	4	40.0%	2	28.6%
特になし	5	15.2%	2	12.5%	1	10.0%	2	28.6%
回答学校数	33		16		10		7	



本調査項目33-5-2 インターネットをレポート・試験・質問票以外に利用されている場合、その内容

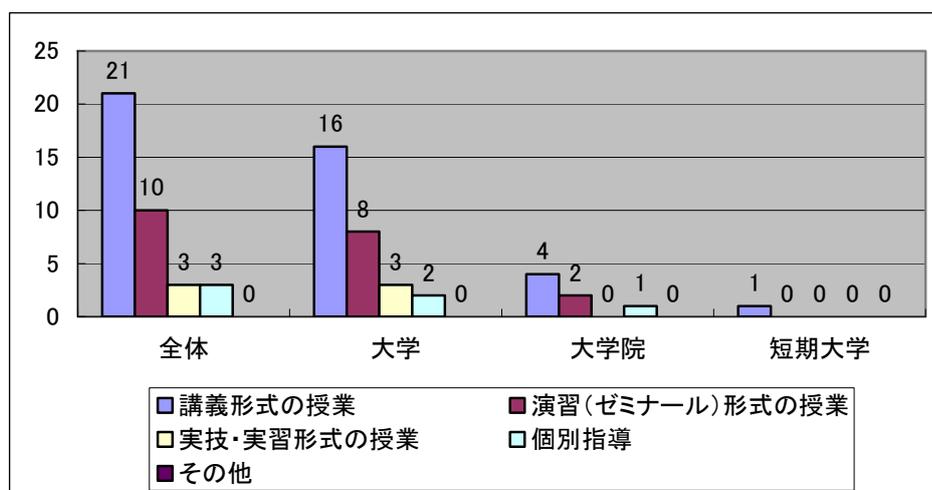
大学	事務局に対するメールでの質疑応答
	試験の申込等各種申請
	①科目試験受験申込, スクーリング受講申込, 卒業申請等の各種印刷教材に替わるメディア教材としての利用
	スクーリングの申請, テキスト修了試験受験の申請
	事務手続き等連絡
	スクーリングの受講申請・科目修了試験の受験申込
大学院	学生同士のディスカッション, 面接指導予約, 履修登録・成績照会・連絡事項の案内・フォーラム
	通学同様の教務システムを利用
	事務手続き等連絡
	放送授業, スクーリングの申込手続
短期大学	放送授業, スクーリングの申込手続

3 メディア授業の方法

メディア授業の導入の必要と考えられた授業方法としては、本調査 34-3 のとおり講義形式の授業が全体で 87.5% を占める。しかし、小人数教育が適していると思われる演習形式、実技・実習形式、個別指導においてもメディア授業が導入されていることもうかがえる。特に、大学院においては演習形式、個別指導の割合が大学より若干多い。メディア授業はコスト面を考えると多人数教育に適しているとも考えられるが、実際には対面授業が適していると思われる実技・実習形式の授業においてもメディア授業の導入が試みられていることは注目する必要がある。

本調査項目 34-3 導入が必要と考えられた授業方法（複数回答可）

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
講義形式の授業	21	87.5%	16	84.2%	4	100.0%	1	100.0%
演習（ゼミナール）形式の授業	10	41.7%	8	42.1%	2	50.0%	0	0.0%
実技・実習形式の授業	3	12.5%	3	15.8%	0	0.0%	0	0.0%
個別指導	3	12.5%	2	10.5%	1	25.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
回答学校数	24		19		4		1	

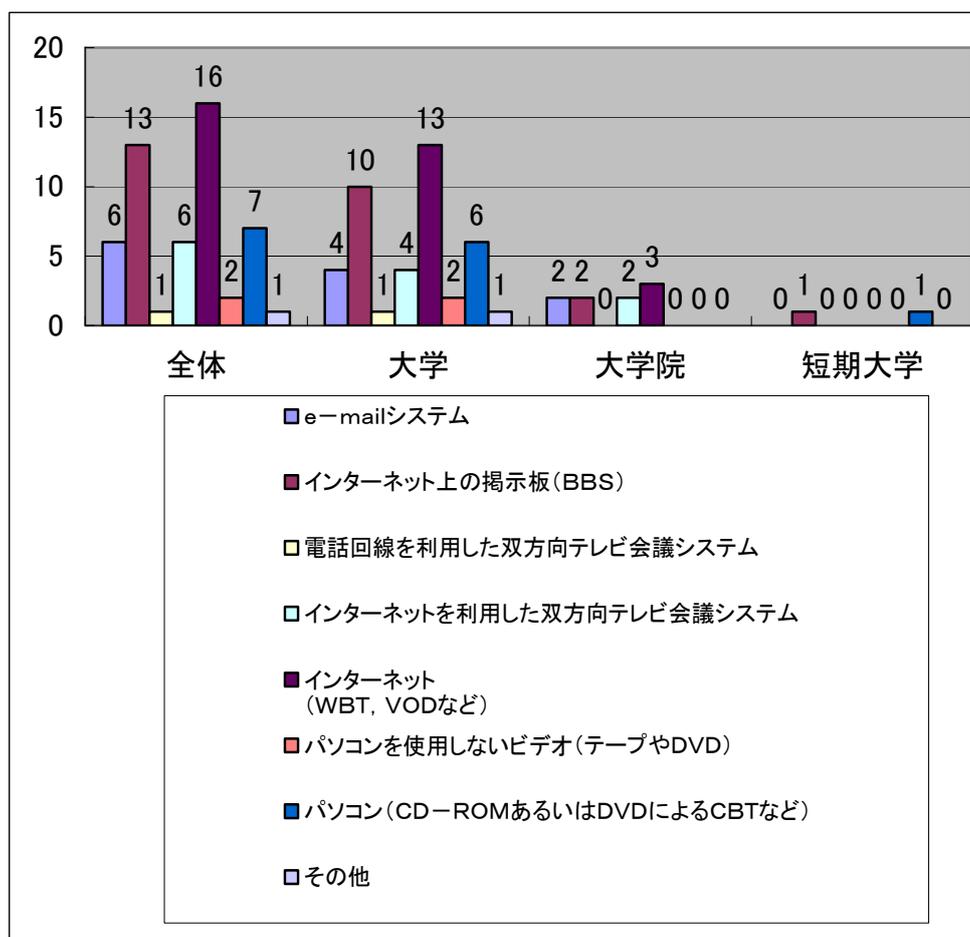


メディアを利用して行う授業の方法（システム）については、本調査項目 34-4 を参照していただきたい。その主流はインターネット（WBT, VOD など）を利用した授業にあることは明らかであるが、双方向テレビ会議システムが全体で 25.0% を占め、特に大学院では 50.0% を占めている。これから講義形式の多人数教育にはインターネットを利用して授業配信が、そして演習や実技・実習形式の小人数教育にはテレビ会議システムが利用されていることを推測される。

その他のメディア授業を補完するコミュニケーション方法としてインターネット掲示板や e-mail システムを導入している。

本調査項目34-4 メディアを利用して行う授業の方法（システム）（複数回答可）

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
e-mailシステム	6	25.0%	4	21.1%	2	50.0%	0	0.0%
インターネット上の掲示板（BBS）	13	54.2%	10	52.6%	2	50.0%	1	100.0%
電話回線を利用した双方向テレビ会議システム	1	4.2%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%
インターネットを利用した双方向テレビ会議システム	6	25.0%	4	21.1%	2	50.0%	0	0.0%
インターネット（WBT, VODなど）	16	66.7%	13	68.4%	3	75.0%	0	0.0%
パソコンを使用しないビデオ（テープやDVD）	2	8.3%	2	10.5%	0	0.0%	0	0.0%
パソコン（CD-ROMあるいはDVDによるCBTなど）	7	29.2%	6	31.6%	0	0.0%	1	100.0%
その他	1	4.2%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%
回答学校数	24		19		4		1	



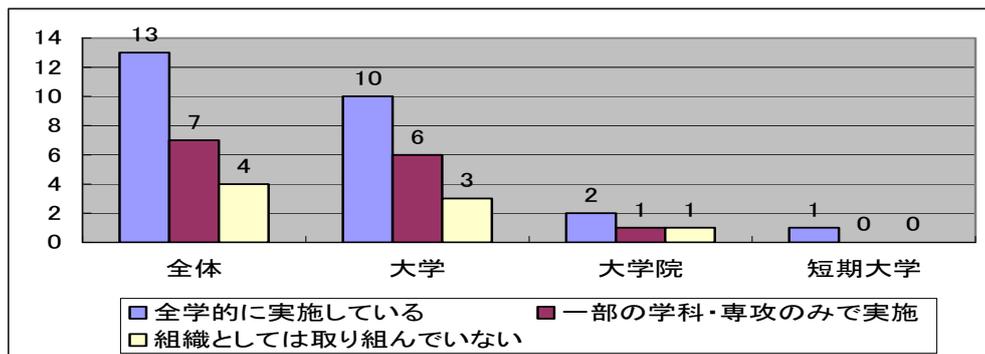
4 メディア授業の取り組み形態

メディア授業の取り組み体制については、本調査項目 35-1 の通り全学的に実施しているが全体で 54.2%である。また、本調査項目 36-1 の通りメディア授業の専門家（コンサルタント）を置いている割合は 20%程度であり、メディア授業の開発・運営体制がまだまだ本格化していない状況がうかがえる。

メディア授業の取り組みの拡大には、教員のパソコン・インターネットに関するある程度のスキルが必要不可欠であるが、本調査項目 39-1 の通りパソコン・インターネットを利用して教育を行える教員は 50%以上を占めている。

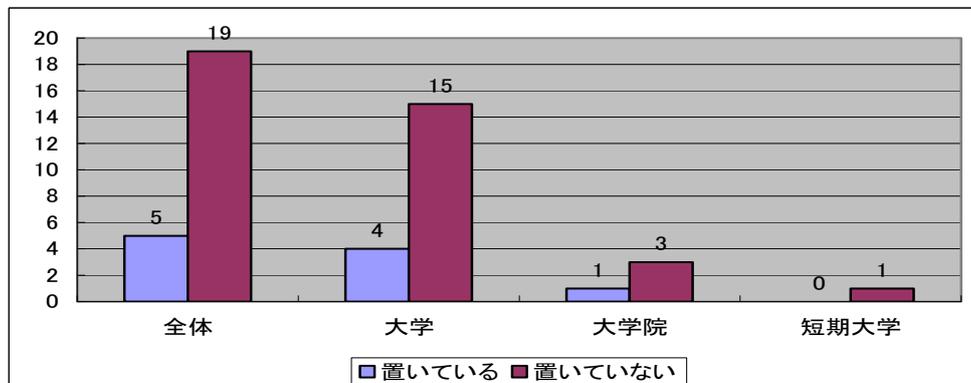
本調査項目35-1 メディアを利用して行う授業の取り組み体制

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全学的に実施している	13	54.2%	10	52.6%	2	50.0%	1	100.0%
一部の学科・専攻のみで実施	7	29.2%	6	31.6%	1	25.0%	0	0.0%
組織としては取り組んでいない	4	16.7%	3	15.8%	1	25.0%	0	0.0%
合計	24		19		4		1	



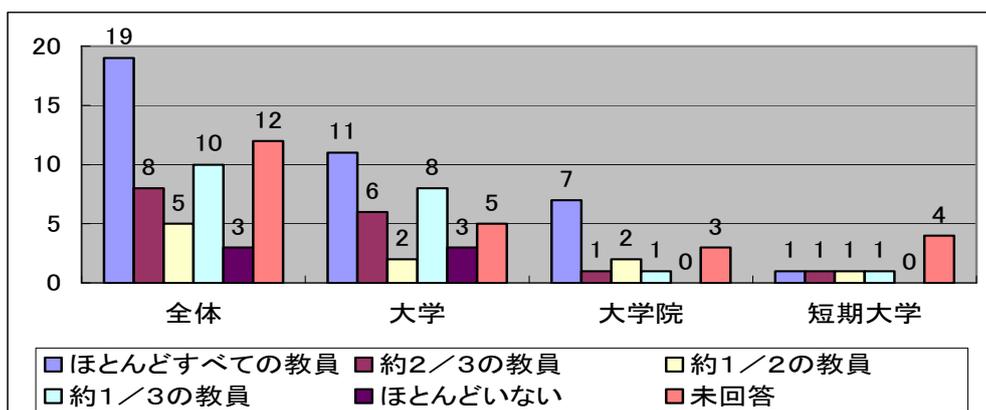
本調査項目36-1 専門家（コンサルタント）の設置

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
置いている	5	20.8%	4	21.1%	1	25.0%	0	0.0%
置いていない	19	79.2%	15	78.9%	3	75.0%	1	100.0%
合計	24		19		4		1	



本調査項目39-1 パソコン・インターネットを使用して教育を行える教員の割合

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ほとんどすべての教員	19	33.3%	11	31.4%	7	50.0%	1	12.5%
約2/3の教員	8	14.0%	6	17.1%	1	7.1%	1	12.5%
約1/2の教員	5	8.8%	2	5.7%	2	14.3%	1	12.5%
約1/3の教員	10	17.5%	8	22.9%	1	7.1%	1	12.5%
ほとんどいない	3	5.3%	3	8.6%	0	0.0%	0	0.0%
未回答	12	21.1%	5	14.3%	3	21.4%	4	50.0%
合計	57		35		14		8	

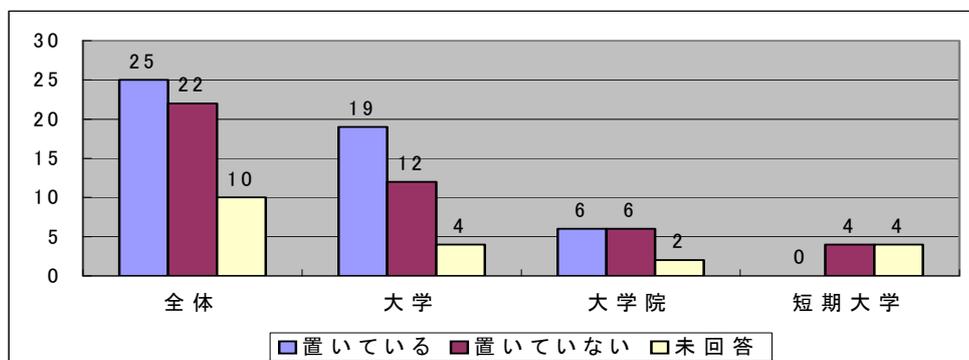


5 メディア授業のサポートについて

本調査項目 39-3 のとおりパソコン・インターネット利用のためのサポート組織を設置している割合は全体で 43.9%を占め、メディア授業を実施している大学や大学院では組織的に取組もうとしている方向性がうかがえる。また、広義に意味でメディア授業のサポートとも言えるパソコン・インターネット利用のためのリテラシー教育の実施状況は、本調査項目 39-2 のとおりである。

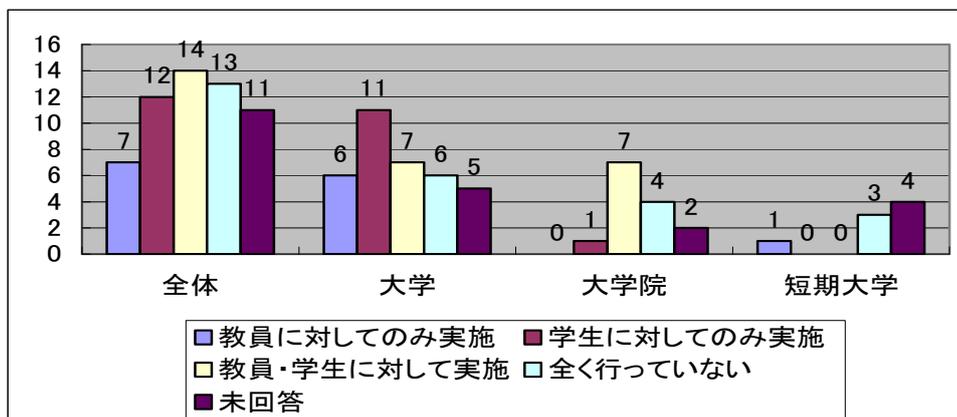
本調査項目39-3 パソコン・インターネット利用のためのサポート組織

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
置いている	25	43.9%	19	54.3%	6	42.9%	0	0.0%
置いていない	22	38.6%	12	34.3%	6	42.9%	4	50.0%
未回答	10	17.5%	4	11.4%	2	14.3%	4	50.0%
合計	57		35		14		8	



本調査項目39-2 パソコン・インターネット利用のためのリテラシー教育の実施

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
教員に対してのみ実施	7	12.3%	6	17.1%	0	0.0%	1	12.5%
学生に対してのみ実施	12	21.1%	11	31.4%	1	7.1%	0	0.0%
教員・学生に対して実施	14	24.6%	7	20.0%	7	50.0%	0	0.0%
全く行っていない	13	22.8%	6	17.1%	4	28.6%	3	37.5%
未回答	11	19.3%	5	14.3%	2	14.3%	4	50.0%
合計	57		35		14		8	



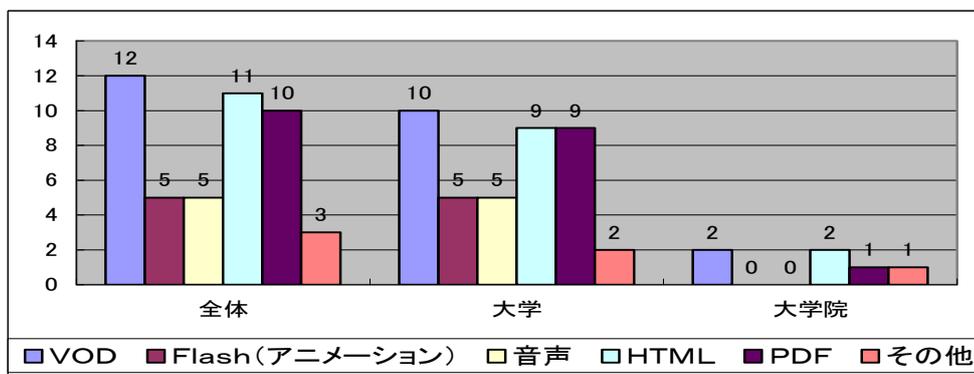
6 メディア授業コンテンツについて

(1) コンテンツ内容

インターネットでの授業で使用しているコンテンツの内容は、本調査項目40-1のとおりであるが、VODとHTMLが中心をなしていることがうかがえる。

本調査項目40-1 インターネットでの授業で使用しているコンテンツ（複数回答可）

項目	全体		大学		大学院	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
VOD	12	66.7%	10	66.7%	2	66.7%
Flash (アニメーション)	5	27.8%	5	33.3%	0	0.0%
音声	5	27.8%	5	33.3%	0	0.0%
HTML	11	61.1%	9	60.0%	2	66.7%
PDF	10	55.6%	9	60.0%	1	33.3%
その他	3	16.7%	2	13.3%	1	33.3%
回答学校数	18		15		3	

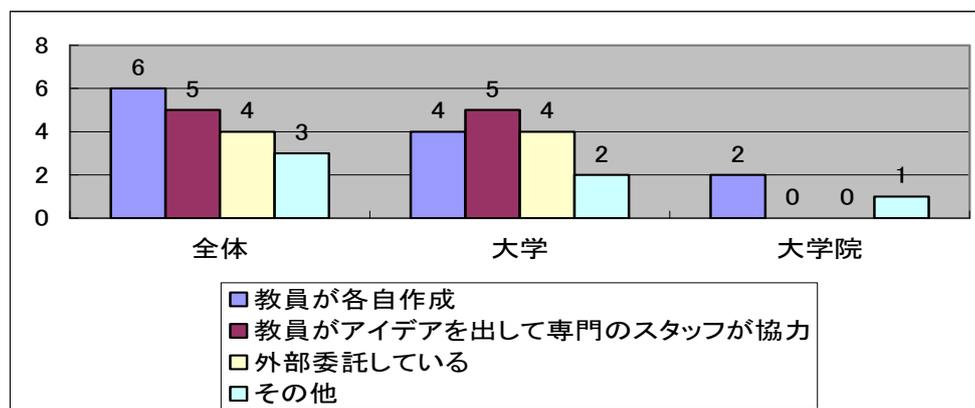


(2) コンテンツ作成主体

コンテンツ作成の主体は本調査項目 40-5 のとおりであり、教員を中心として作成している現状がうかがえる。本調査項目 40-2, 40-3 のとおり、コンテンツ作成の専門部署及び専門課を置いているのは極少数である。しかし、コンテンツ作成のガイドラインがあるところが全体で 55.6%, 大学で 66.6%を占めていることは注目に値する。このことは、メディア授業は単位修得が可能な授業形態であるためコンテンツ作成のガイドラインを設けて、そのコンテンツの質保障に配慮していることがうかがえる。

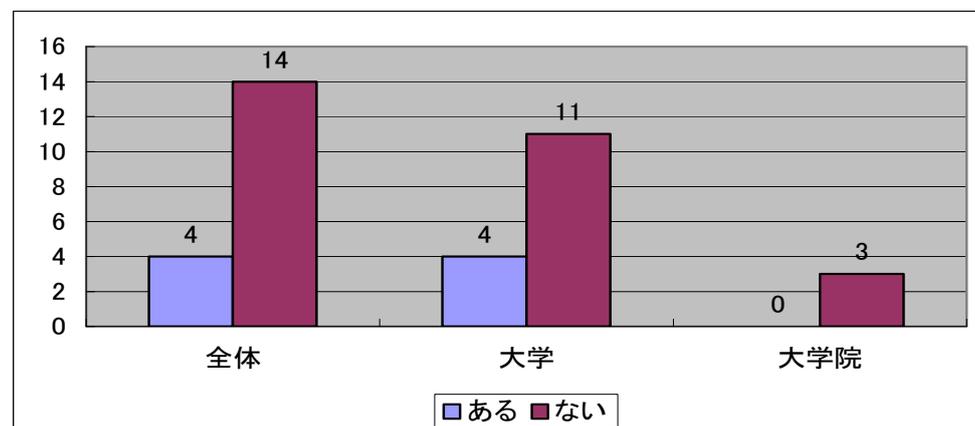
本調査項目40-5 コンテンツの作成の主体

項目	全体		大学		大学院	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
教員が各自作成	6	33.3%	4	26.7%	2	66.7%
教員がアイデアを出して専門のスタッフが協	5	27.8%	5	33.3%	0	0.0%
外部委託している	4	22.2%	4	26.7%	0	0.0%
その他	3	16.7%	2	13.3%	1	33.3%
合計	18		15		3	



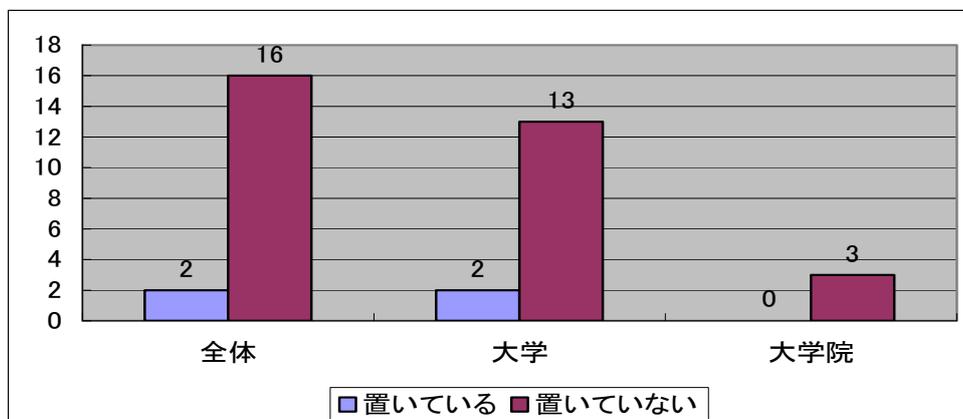
本調査項目40-2 コンテンツ作成の専門部署

項目	全体		大学		大学院	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ある	4	22.2%	4	26.7%	0	0.0%
ない	14	77.8%	11	73.3%	3	100.0%
合計	18		15		3	



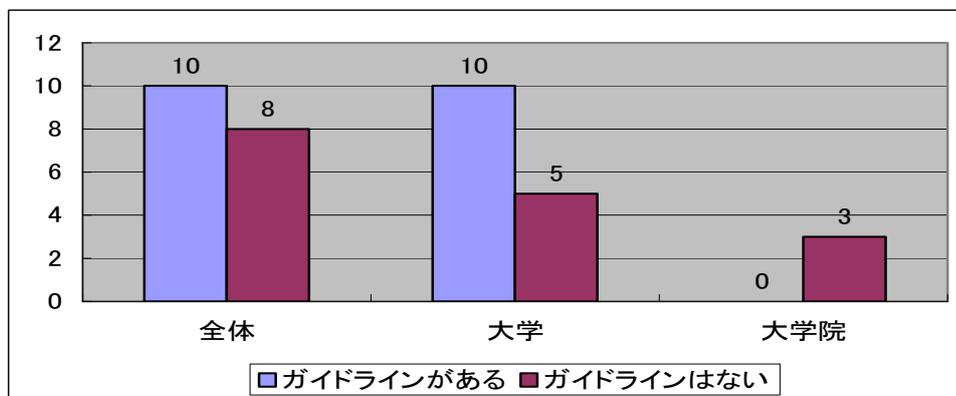
本調査項目40-3 コンテンツ作成の専門課

項目	全体		大学		大学院	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
置いている	2	11.1%	2	13.3%	0	0.0%
置いていない	16	88.9%	13	86.7%	3	100.0%
合計	18		15		3	



本調査項目40-9 コンテンツ作成のためのガイドライン

項目	全体		大学		大学院	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ガイドラインがある	10	55.6%	10	66.7%	0	0.0%
ガイドラインはない	8	44.4%	5	33.3%	3	100.0%
合計	18		15		3	



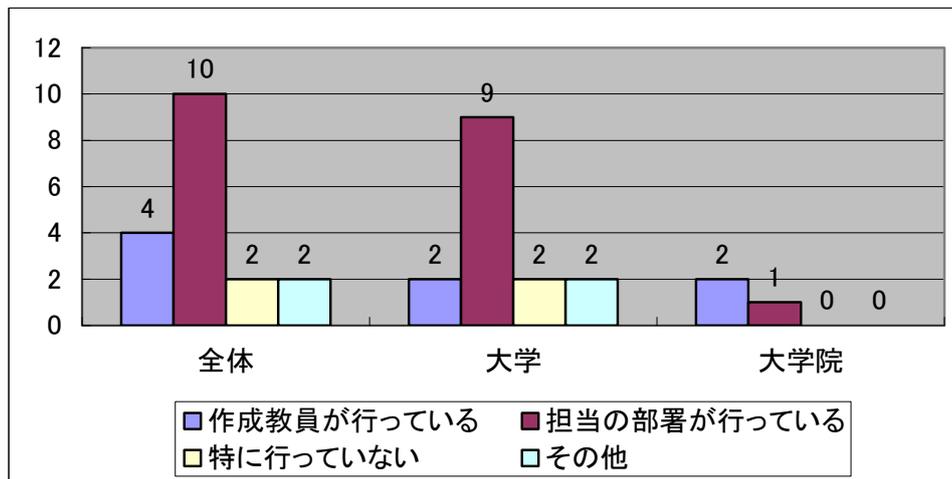
(3) 著作権問題

教材作成に当たり著作権の処理は、本調査項目 40-6 のとおり 50%以上が担当の部署が行っている。メディア教育開発センターが行った調査によっても、IT を活用した教育を実施している機関のうち 61.6%と多くの機関で著作権が課題となっており、メディア授業を拡大する際に「コンテンツを開発する際に権利処理が複雑で既存の素材やコンテンツを使用できない」、また「素材等の権利者が不明で権利処理ができず、コンテンツのインターネット配信等ができない」といった問題が大きな障害となることが予想される。

メディア授業のコンテンツ著作権の帰属については、本調査項目 40-7 のとおりであり、その多くは大学に帰属していると回答しているが、少数であるが作成者にあると回答しており、メディア授業への取り組みが組織的なものになっていないことをうかがわせる。

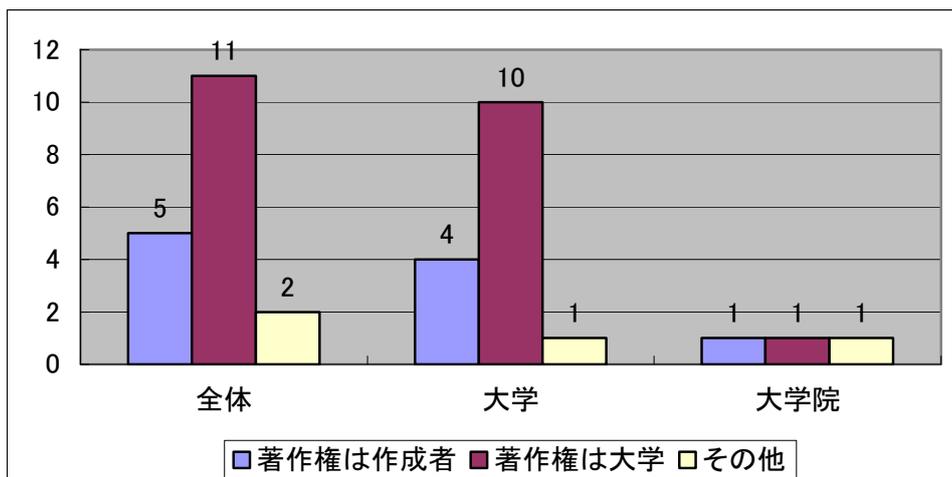
本調査項目40-6 教材作成にあたり著作権の処理

項目	全体		大学		大学院	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
作成教員が行っている	4	22.2%	2	13.3%	2	66.7%
担当の部署が行っている	10	55.6%	9	60.0%	1	33.3%
特に行っていない	2	11.1%	2	13.3%	0	0.0%
その他	2	11.1%	2	13.3%	0	0.0%
合計	18		15		3	



本調査項目40-7 コンテンツの著作権の帰属

項目	全体		大学		大学院	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
著作権は作成者	5	27.8%	4	26.7%	1	33.3%
著作権は大学	11	61.1%	10	66.7%	1	33.3%
その他	2	11.1%	1	6.7%	1	33.3%
合計	18		15		3	



7 メディア授業運営

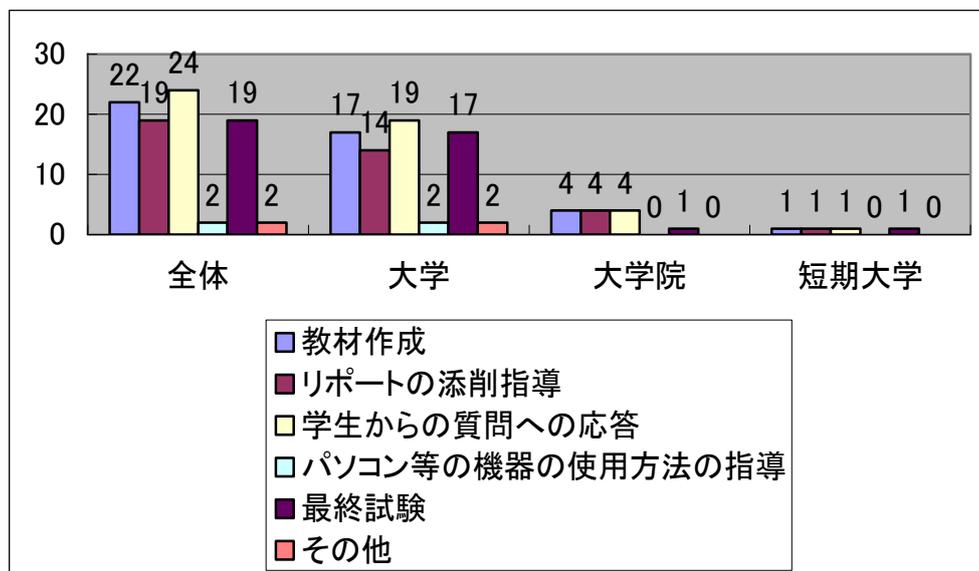
(1) 教員の職務

メディア授業における教員に職務範囲は、本調査項目 42-1 のとおり学生からの質問への回答から教材作成、最終試験、レポートの添削指導と教員の職務をほぼカバーしている。しかし、最終試験を教員の職務としていないと考えられる若干の学校が存在することには留意する必要があるだろう。メディア授業運営には、本調査項目 42-2 のとおりガイドラインがある大学は 57.9% であり、多くの大学ではガイドラインを独自に設けて授業の質保障を試みていることがうかがえる。

また、メディア授業における教員の職務は広範囲に及ぶことから、本調査項目 42-3 のとおり全体で 50%、大学では 57.9% が TA 等の補助者を置いている。

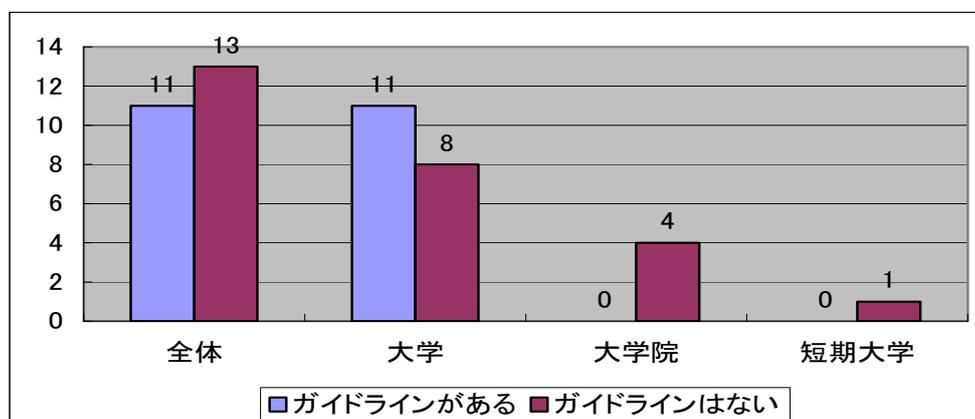
本調査項目 42-1 メディア授業における教員の職務範囲（複数回答可）

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
教材作成	22	91.7%	17	89.5%	4	100.0%	1	100.0%
レポートの添削指導	19	79.2%	14	73.7%	4	100.0%	1	100.0%
学生からの質問への応答	24	100.0%	19	100.0%	4	100.0%	1	100.0%
パソコン等の機器の使用法の指導	2	8.3%	2	10.5%	0	0.0%	0	0.0%
最終試験	19	79.2%	17	89.5%	1	25.0%	1	100.0%
その他	2	8.3%	2	10.5%	0	0.0%	0	0.0%
回答学校数	24		19		4		1	



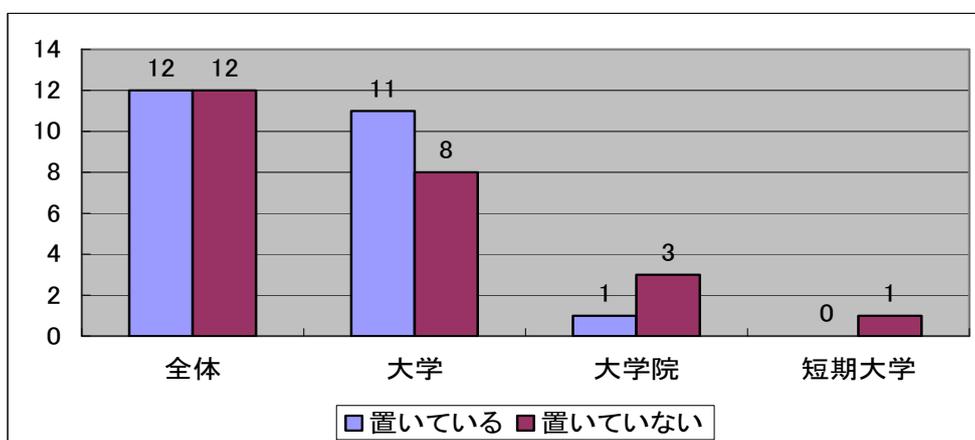
本調査項目42-2 メディア授業運営のためのガイドライン

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
ガイドラインがある	11	45.8%	11	57.9%	0	0.0%	0	0.0%
ガイドラインはない	13	54.2%	8	42.1%	4	100.0%	1	100.0%
合計	24		19		4		1	



本調査項目42-3 TA等の補助者

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
置いている	12	50.0%	11	57.9%	1	25.0%	0	0.0%
置いていない	12	50.0%	8	42.1%	3	75.0%	1	100.0%
合計	24		19		4		1	

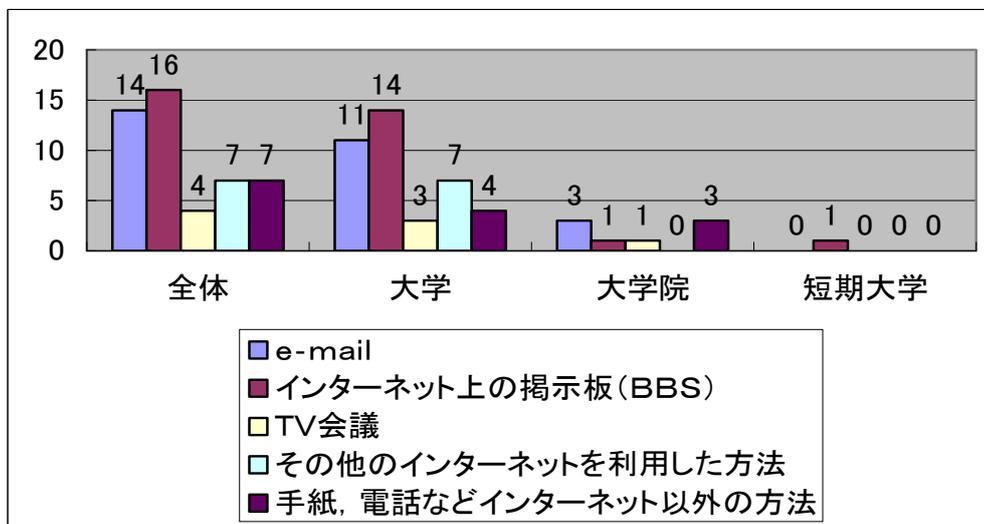


(2) 質疑応答

メディア授業の要件である双方向による質疑応答の方法としては、本調査項目42-4のとおり、インターネット上の掲示板（BBS）が全体の66.8%を占め、大学では73.7%を占める。しかし、大学院ではe-mailが75%であり、大学院における教育指導は個別指導が中心であることをうかがわせる。

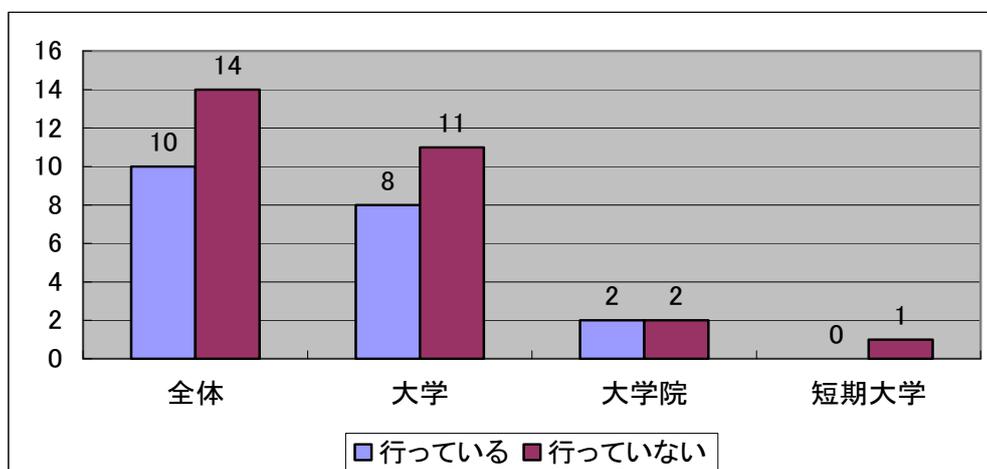
本調査項目42-4 学生との質疑応答の方法（複数回答可）

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
e-mail	14	58.3%	11	57.9%	3	75.0%	0	0.0%
インターネット上の掲示板（BBS）	16	66.7%	14	73.7%	1	25.0%	1	100.0%
TV会議	4	16.7%	3	15.8%	1	25.0%	0	0.0%
その他のインターネットを利用した方法	7	29.2%	7	36.8%	0	0.0%	0	0.0%
手紙、電話などインターネット以外の方法	7	29.2%	4	21.1%	3	75.0%	0	0.0%
回答学校数	24		19		4		1	



本調査項目42-5 質疑応答についての学生の満足度調査

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
行っている	10	41.7%	8	42.1%	2	50.0%	0	0.0%
行っていない	14	58.3%	11	57.9%	2	50.0%	1	100.0%
合計	24		19		4		1	



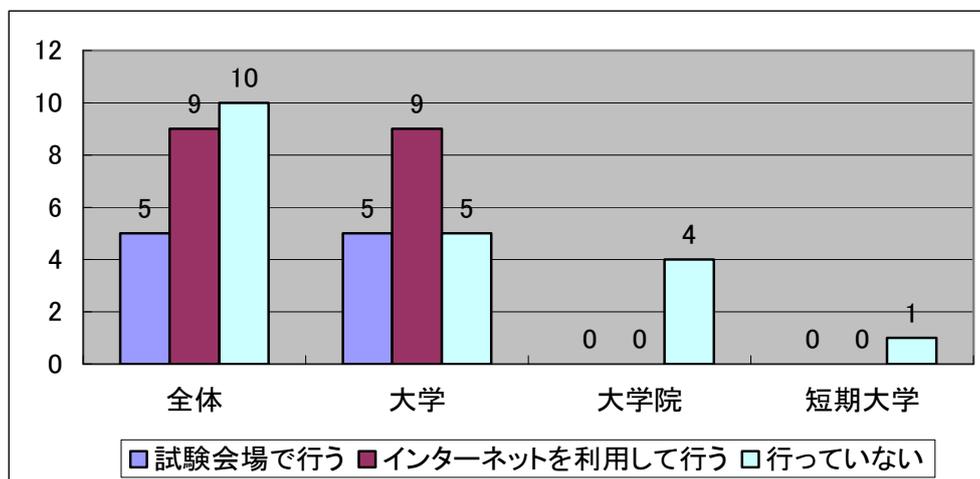
(3) 試験

メディアを利用して行う授業での試験の実施方法は、本調査項目 43-1-1 のとおりである。実施しているのは大学だけであり、大学院と短大は実施していない。

大学においてもインターネットを利用しているものは 47.4%であり、試験会場で行っているものは 26.3%である。また、インターネットを利用し試験を行う場合の個人認証は、ID と PW の入力方式で 100%行われている。

本調査項目43-1-1 メディアを利用して行う授業での試験の実施方法

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
試験会場で行う	5	20.8%	5	26.3%	0	0.0%	0	0.0%
インターネットを利用して行う	9	37.5%	9	47.4%	0	0.0%	0	0.0%
行っていない	10	41.7%	5	26.3%	4	100.0%	1	100.0%
合計	24		19		4		1	



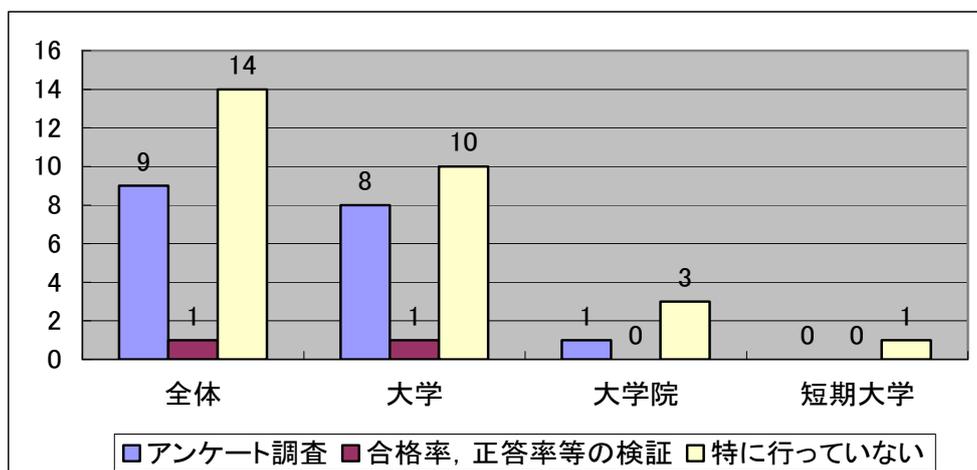
8 メディア授業学習効果の検証

メディアを利用して行う授業の学習効果についての検証は、本調査項目 34-5 のとおり、特に行っていないが全体で 58.3%，大学は 52.6%，大学院 75%であるが、一方でアンケート調査を実施しているところは全体で 37.5%，大学 42.1%，大学院 25%あることにも注意すべきである。また、本調査項目 42-5 のとおりメディア授業の重要な要件である質疑応答についての学生の満足度調査をところは全体で 41.2%を占めている。

メディア授業の学習効果の検証と関連して同授業に関するFD活動についても、本調査項目 44-1 のとおり、行っていることは全体で 58.3%，大学で 57.9%，大学院 75%との結果が出ている。メディア授業を導入した多くの学校では、導入の初期段階にあり、メディア授業の学習効果を慎重に検証し、学習効果を向上させるためのFD活動に前向きに取り組んでいると言える。

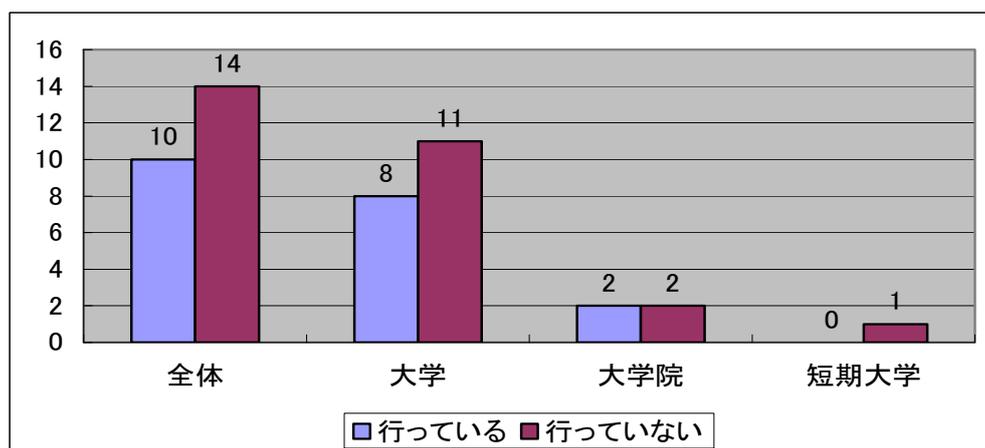
本調査項目34-5 メディアを利用して行う授業の学習効果についての検証

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
アンケート調査	9	37.5%	8	42.1%	1	25.0%	0	0.0%
合格率, 正答率等の検証	1	4.2%	1	5.3%	0	0.0%	0	0.0%
特に行っていない	14	58.3%	10	52.6%	3	75.0%	1	100.0%
合計	24		19		4		1	



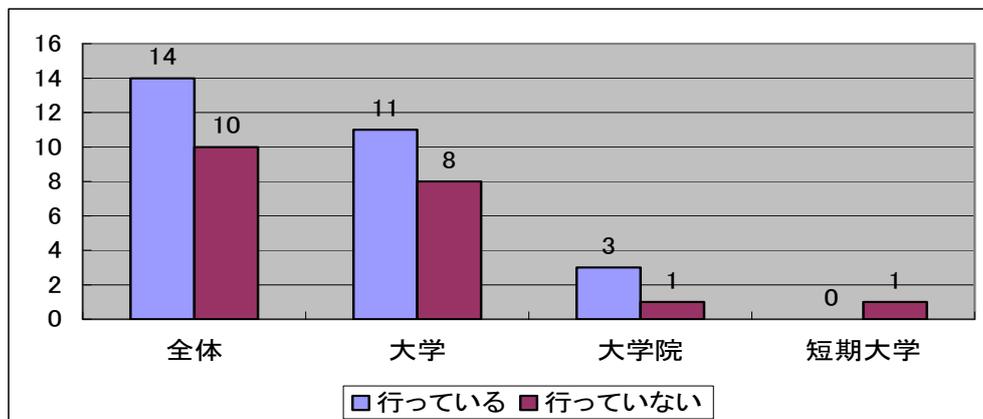
本調査項目42-5 質疑応答についての学生の満足度調査

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
行っている	10	41.7%	8	42.1%	2	50.0%	0	0.0%
行っていない	14	58.3%	11	57.9%	2	50.0%	1	100.0%
合計	24		19		4		1	



本調査項目44-1 メディアを利用して行う授業に関するFD活動

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
行っている	14	58.3%	11	57.9%	3	75.0%	0	0.0%
行っていない	10	41.7%	8	42.1%	1	25.0%	1	100.0%
合計	24		19		4		1	

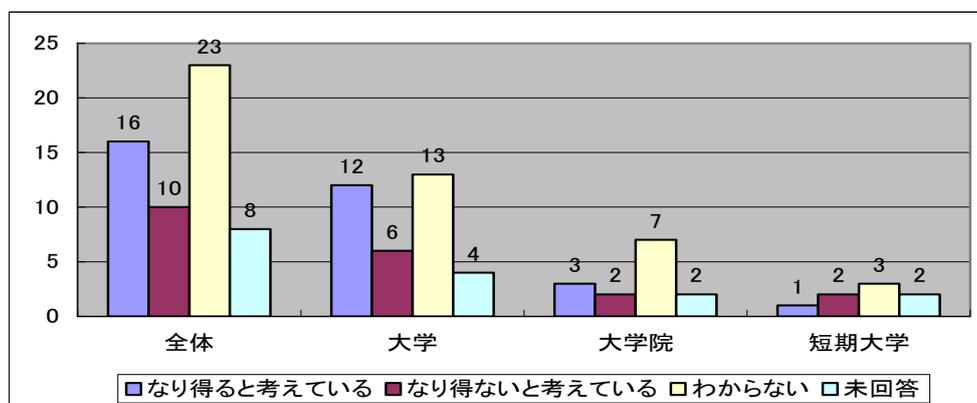


9 メディア授業の今後の在り方と問題点

本調査項目 45-1 の通り、メディア授業がスクーリング（対面授業）に代わる学習方法になり得るかとの問いに対して、全体は「わからない」が 40.4%と一番多いが、しかし、「なり得ると考えている」28%は「なり得ないと考えている」17.6%であり、さらに大学では「なり得ると考えている」34.3%は「なり得ないと考えている」17.1%を大きく超えていることには注目すべきである。即ち、メディア授業はスクーリングと同等の教育効果があり、スクーリングに代わる授業方法として評価するところも多い。

本調査項目45-1 メディアを利用して行う授業はスクーリングに代わる学習方法になり得るか

項目	全体		大学		大学院		短期大学	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
なり得ると考えている	16	28.1%	12	34.3%	3	21.4%	1	12.5%
なり得ないと考えている	10	17.5%	6	17.1%	2	14.3%	2	25.0%
わからない	23	40.4%	13	37.1%	7	50.0%	3	37.5%
未回答	8	14.0%	4	11.4%	2	14.3%	2	25.0%
合計	57		35		14		8	



メディア授業の今後の在り方や問題点については、本調査項目 45-2 を参照していただきたい。インターネット試験における個人認証問題、著作権処理問題、受講生へのサポート問題、コスト問題など多様な問題が指摘されているが、必ずしも解決が不可能な問題ではないものと考えられる。

本調査項目 45-2 メディアを利用して行う授業の今後の在り方や問題点（自由記述）

大 学	<p>インターネットを利用したオンデマンド型メディア授業は開始後 1 年しか経過していない。まだまだ問題点も出し切れていない状況であるが、現在抱えている問題点について以下に述べる。</p> <p>なお、テレビ会議システムを利用したリアルタイム型メディア授業開始後、4 年を経過して、軌道に乗ってきている。</p> <ul style="list-style-type: none">・インターネットでの試験に関して個人認証をどのように行うか。 <p>現在のオンデマンド授業では単位修得のために科目試験を受験しなければならない。特に海外在住の受講生や、事情があって面接授業やリアルタイム型メディア授業を受講できない学生にとっては、せっかくのインターネットでの授業のメリットを十分に享受できていない。今後、インターネットでの授業を広げていくためには、インターネットでの試験に関し検討を行っていきたいが、個人認証の部分（方法や大学としてのスタンス）が検討の際の重要な内容となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・オンデマンド授業における受講生へのサポート（特に受講が進まない学生に対して） <p>面接授業と違い、インターネットでの授業は学生と顔を合わせることができない。積極的に受講を進める学生に対しては、インターネット上で効果的な指導を行うことができるが、ログインもしない学生に対しては、なかなかアプローチすることは難しい。インターネットによる授業が成果を上げるには、コンテンツの充実はもちろんであるが、学生へのサポートが重要であると考え。中央大学ではオンデマンド授業を開講して 3 期（1 年半）が経過しているが、現在のところ、この部分に大きな問題を抱えている。</p> <ul style="list-style-type: none">・著作権処理（コンテンツに使用する他の著作物の著作権処理について） <p>著作権法上、面接授業やテレビ会議システムを使用した授業では著作権処理を必要としない著作物でもオンデマンド授業のコンテンツでは著作権の処理が必要である。授業の運営主体として、著作権処理を『「必要とする」オンデマンド授業』、『「必要としない」リアルタイム授業』の違いは時として大きなものとなる。権利者がはっきりしていて、処理が容易であるものは問題ないが、権利者がはっきりしないものに関しては、処理が困難であり、処理が出来ない場合、コンテンツに使用できず、授業の内容に影響がでる場合がある。また、著作権処理が容易と思われる場合においても、「イ</p>
-----	---

インターネットによる大学の授業」が認知されていないため、権利者に対して授業形態や目的の説明を行わなければならない、許諾を戴くまで大きな労力を必要とする。インターネットにおける授業でも、著作権法上の制限がなくなり、面接授業などと同様に著作権を使用できれば授業の幅が広がると考える。また、コンテンツの作成が容易となる。また、現行の著作権法上で処理を必要とする場合でも、著作権処理を代行する機関があるとコンテンツ作成が容易となる。

・インターネットを利用した授業においては、学生の受講環境（パソコンのスペックやネットワークの影響、インストールしているソフト）が大きく影響する。大学が提示している環境であっても、インストールしているソフトやセキュリティソフトが影響して、受講に影響がでる場合がある。また、ネットワークも条件を満たすものを導入していても、共有回線のためコンテンツ再生時に不都合を生じる場合がある。学生からの連絡に対して、対応は行っているが、今後もこの対応は続いていくと思われる。この部分は、今後、開講科目を増やして、受講が増えた場合に、さらに大きな負担になる。解消するために、学生に指定のパソコンの導入や指定のネットワークへの加入を強制する、もしくは、大学として提供する、という方法も考えられるが、学生、大学の双方にコストがかかるため、現実的ではない。

VOD講座を中心に開講できないか考えているが、初期費用がかなりかかる。

選択と多様性のある教育を行うために、メディア授業を開講したが、その教育効果の測定は行っていないのが現状であるが、今後、メディアを利用して行う授業の在り方を考えるにあたっては、教材や受講環境といったハード面よりも大学教育として、十分な教育効果があるのかの検証が必要であろう。

この教育効果については、究極的には、その大学がどのような学生を社会に対して輩出するのかといった大学の理念に関わる問題であろう。

そうすると、メディアを利用した大学はあくまでも手段でしかないので、その手段の在り方や問題点を問う前に大学教育そのもののあり方や問題点を問うことが先決であり、メディアを利用して行う授業の学習効果が高ければ、自ずと、メディアを利用した教育が主流になっていくものと思慮する。そういった意味でも、教育学的な検証が今後急務であると思慮する。

メディアを利用した授業を導入する場合に、費用対効果の原則は避けて通れず、通信教育のみではなく通学課程での利用も含めて検討を行っている。また、メディアを利用して行う授業では、大学側のソフト開発以上にハード面における環境整備と受講者側のスキル並びに環境面の未整備などところに加え、旧態依然とした面接授業を好む学生が多い。

面接授業を「メディアを利用した行う授業」に切り替えた場合、50%の

	<p>学生が受入れると回答があったが、面接授業を全て「メディアを利用した行う授業」に切り替えることには、受入れると回答した学生でも「担当教員と直接向かい合う授業を受けたい」と希望しており、通信教育だからといってすべて「メディアを利用して行う授業」で良いとの判断は慎重にならざるを得ないと考える。</p> <p>ただし、レポート提出を郵送扱いからインターネット提出への移行は比較的速やかにできるのではないか。</p>
	<p>PC画面、プロジェクタ投影の授業ではたして現在の面接授業と同等の学習効果が期待できるか非常に疑問である。よって本学では現在メディア授業を実施していない。</p>
	<p>一部の科目はスクーリングとして残ると考える</p>
	<p>講義科目については問題ないが、演習・実習等の科目において対面せずに指導を行うことは不可能である。</p>
	<p>同時双方向性となると、面接授業等、ある程度のまとまった学生数に対応するのは、技術的（費用対効果）にかなり難しいのではないか。</p>
	<p>問題点 教員のリテラシー、インターネット上における著作権等権利処理の問題、費用。</p>
	<p>学生の選択の機会の増大には良いと思う。</p>
大学院	<p>メディアのみの利用で完結することは難しい。従来の図書教材を使用した指導・スクーリング・面接授業とメディアを利用して行う授業の両者の長所を生かしていくことが望ましい。</p>
	<p>PC画面やプロジェクタ投影の授業についてはたして学習効果が現在の面接授業（対面授業）と同一になるかは非常に疑問である。よって、本学では現在メディア授業は実施していない。</p>
	<p>VOD等、更新のタイミング、頻度を考慮する必要がある。</p>
	<p>問題点 教員のリテラシー、インターネット上における著作権等権利処理の問題、費用。</p>

メディアを利用した授業は「いつでも、どこでも、誰でも」学習できる大学通信教育の理念に最も適した学習方法であり、大学の学問と知識をフルタイムでキャンパスに来ることのできない人々に開放する手段として大きな可能性を秘めているものと考えられるが、大学通信教育においてはその導入の模索が始まった段階であると言えよう。

第6章 わが国におけるメディア授業

— 中央大学の経験から —

1 はじめに

大学教育および大学通信教育においてメディア授業が実施できるようになったのは、平成10年の文部省令12号（告示46号）によるものである。この省令により、大学通信教育の授業方法として、「印刷教材による授業」、「面接授業」、「放送授業」に加え、「多様な通信メディアを利用して行う授業」が新に加えられることになった。また、同時期の大学設置基準の改正により、卒業に必要な124単位のうち30単位について、メディア授業により履修することが認められ、さらに通信教育設置基準の改正も行われ、卒業に必要な面接授業30単位のうち、放送授業またはメディア授業により10単位まで代替可能となった。しかし、この時には主としてテレビ会議方式による遠隔授業が念頭におかれており、授業が「同時」、「双方向」で行われることが要件とされていた。次いで、平成11年3月の大学設置基準の改正により、卒業に必要な124単位のうちメディア授業により60単位までの履修が認められることになった。さらに、平成13年3月の大学設置基準の改正により、同時性・双方向性の要件が緩和され、所要の手当をすることによりインターネットを利用した授業の実施が可能となったのである。加えて、同時期の通信教育設置基準の改正により、卒業に必要な単位のすべてをメディア授業で履修することを認めると同時に、卒業に必要な面接授業30単位のすべてを（ただし、放送授業は10単位まで）メディア授業で代替することが可能となったのである。このような経緯の結果、通信教育においては、インターネットを利用したメディア授業だけで大学を卒業することが可能となり、完全なヴァーチャル・ユニヴァーシティーを設立することが可能となったのである。

ここでは、このような経緯をたどって大学通信教育の中で重要な位置を占めつつあるメディア授業のうち、今後通信教育における授業方法の中心をなすことになるとと思われるビデオ・オン・デマンド（VOD）をめぐる諸問題について、中央大学通信教育での経験をもとに論じることにはしたい。

2 VOD 授業の導入

(1) 授業方法としてのVOD

中央大学の通信教育の授業は、通信教育部創設以来「印刷教材による授業」と「面接授業」を中心に行われてきたが、一連の法令の改正の後を受けて、2002年より多摩校舎と全国の1ないし2カ所の拠点を結ぶテレビ会議方式による遠隔授業を開始した。伝統的な授業方式に加え、この新しいメディア授業の導入については、教授会ではあまり反対の声は聞かれなかった。これはおそらく、この方法が同時性・双方向性をもつもので、テレビ画面を通してであれ、ある程度学生の反応を確認することができることが大きかったと思われる。加えて、大学院で社会人向けにこの方式による多摩校舎と都心キャンパスを結ぶ遠隔授業を10数年経験していたことも有利に作用した。しかし、それから2年後VODによる授業方式を導入したときに予想以上の反対を受けることになった。

その一番強い反対理由は、VODによる授業を導入しようとする場合に必ず聞かれること

であるが、面接授業との比較において教育効果が低いとするものであった。すなわち、「授業は、学生の反応を見ながら進めるもので、学生の反応が確認できないVOD授業は、面接授業に代替できるものではない」といったものである。教員は誰でも face to face の授業に自信と愛着をもっており、この種の反対論には手強いものがある。しかし、その点は認めるにしても、通信教育の授業は、面接授業と並んで、印刷教材による授業も行われており、印刷教材による授業との比較では、VOD 授業に優位な点がある。実際、高校を卒業したばかりの学生に、いきなり教科書を独習し、レポートを提出しなさいといっても、かなりの困難が伴うもので、それだけで学生のヤル気をそぐことになる恐れがある。これに対し、VOD で学修する方は、映像と音声を通して教員からそれぞれの単元の重要点を聞いて学ぶことができる点で、印刷教材による授業よりも優れたものである。また、それは大学で学ぶことの格好のガイダンスとなるであろう。教育効果を試験の合格率の面から測るとすれば、中央大学の場合、面接授業後の試験には及ばないものの、印刷教材による授業終了後の（レポート提出・合格の後の）試験よりも合格率は高くなっている。

これに加え、VOD による授業が面接授業よりも優れている点を挙げることもできる。一つは、現実に行われた面接授業を編集作業を経てVODのコンテンツとする場合のことであるが、授業映像と同時に配信する図表や資料・史料を工夫することによって、元になった授業よりも教育効果を上げることができることがある。実際の授業では時間の関係で提示できなかった資料・史料を編集の段階で付け加えることもできるし、授業で誤ったことを述べても後から訂正することができるなどの利点がある。さらに、理解できなかったところを何度でも視聴することができ、理解が進むことがある。「何時でも、どこでも、何度でも」は、新しい通信教育のキャッチ・フレーズとなりうるであろう。このように、VOD による授業は、面接授業に臨場感の点で劣るところもあるが、それを補って余りあるものがある。

(2) スタジオ撮りか、生撮りか

VOD による授業を導入する場合に最初に迷うのが、スタジオ撮りした映像を使うのか、それとも生の授業を撮影したものを使うのかということである。言うまでもなく、綿密な打ち合わせと準備そして詳細な進行表により行われるスタジオでの撮影は、映像もきれいだし、授業の内容もおそらくバランスのとれたものとなり、必要であれば撮り直しも行われるであろうから、結果としてできあがってくるコンテンツは優れたものとなるであろう。従って、スタジオ撮りが理想であることはいうまでもないことである。問題は、このような周到な準備に授業担当者が耐えられるかである。スタジオで撮影するかどうかは教員の選択に任されている限り、この方法をとる教員は少ないであろう。中央大学の場合はVODによる授業の担当自体が、教員の選択に任されていることもあり、抵抗感の少ないテレビ会議方式による遠隔授業の映像を使うことにした。すなわち、教員にはこの遠隔授業を担当してもらい、その映像に編集の過程でフリップ、図表や写真をはめ込み、また授業内容に応じて章分けを行い、それをVOD用の授業コンテンツとした。テレビ会議方式による遠隔授業であるから、カメラがあり、最初はカメラが気にはなるものの、目の前には面接授業の受講生がおり、そのため教員はやがてカメラのことを忘れて、目の前の学生を相手に

講義に集中することになった。このようにして得られる映像は、教員が生き生きとしており、その点はスタジオ撮りに勝ると思われる。しかし、他方で、どうしても目の前の学生の理解度に合わせて授業が進行するため、授業内容にバランスを欠く場合が生じてくることになる。とは言え、この方式は、大成功であった。テレビ会議方式による遠隔授業には教員の抵抗は比較的少なく、またこの方式による遠隔授業は毎年一定数を実施しなければならないので、後はフリップや図表作りに事務が全面的に協力すれば、自ずとVOD用コンテンツが増加していくことになったからである。

(3) 編集の要・不要

ところで、実際の授業を撮影してコンテンツ化する場合に、編集作業を加えるかどうかという問題がある。編集作業を加えれば、実際の授業よりも理解度の高まる内容にすることができるし、また学生の独習での集中度や学生が一度に費やすことのできる勉強時間を考えれば、適当な長さで章分けをしておき、学生が自分の時間に合わせて少しずつ勉強できるようにしておくことが必要であり、その意味では編集作業は必要なように思われる。

一方、これに対し、実際の授業の映像をそのままコンテンツとして利用することには、編集作業を経る場合よりも、費用もかからず、事務の負担も少なく、迅速に配信することができるというメリットがある。通学課程の授業を撮影してその日に配信することになれば、「通学課程の授業を家庭で受講できます」ということがセールスポイントとなり、一定数の支持を得られるであろう。しかし、この方式を採用することは、通信教育の在り方を大きく変えることになり、それぞれの機関で真摯に検討すべき問題である。

ところで、これと関連して、編集作業を業者に一括して任せるか、自前でやるのかという問題がある。前者は費用はかかるが、迅速に処理してくれるというメリットがある。一方、最近非常に使いやすいオーサリング・ソフトが出回り、素人でも簡単に編集作業を行うことができるようになっている。中央大学では、大学院生に授業を聴講してもらい、そこで収録された映像を視聴してフリップ、資料、史料をはめ込む箇所を指示してもらい、職員がそれらを実際にはめ込む作業を行っている。また同様な方法で、区切りなく流れている授業の映像を適正な場所で区切り、章分けも行っている。授業内容を理解できる大学院生によるものであるので、作業が正確であり、また大学院生と職員による作業であるので費用が安く済むという利点がある。しかしこれ以上に良かったのは、この作業を通して職員がVOD方式に慣れ、授業以外でもVODの利用が広がっていることである。例えば、履修ガイダンスなどでもVODが利用されるようになり、地方在住の学生がVODを通してガイダンスを受けることができるようになった。

3 VOD 授業の実施

(1) 視聴確認

授業コンテンツが完成し、授業の配信が開始される場合、次に検討すべきことは視聴確認をどのようにするかということである。VODによる授業を導入する場合の反対論の一つは、学生が実際に受講、すなわち視聴しているかどうか確認できないというものである。これに対しては、面接授業でも精神を集中して受講していない学生もいるし、ひどい場合

は居眠りしている学生もいると反論することは可能である。しかし、それはそれとして、実施する側としては、機械的に視聴のログを取って、学生が受講していることを確認できるシステムをつくることも検討すべきである。それでもインターネットを接続したまま席を外してもチェックはできないという批判がさらに出てくるのが予想される。これに対しては、単元毎に小テストを用意して、実際に受講したかどうかを内容の理解度の点からチェックから確認できるようにしておく必要がある。この小テストは、機械的に採点できるようにしておく方が良いであろう。

しかし、このような仕組みと同時に、学生が受講する気になるコンテンツをつくることがより重要である。フリップ、図表、写真をふんだんに用いて学生が興味をもつようなコンテンツにしておくことが必要である。また学生がディスプレイに精神を集中して視聴できる時間はせいぜい20～30分くらいのことであるから、章の区切りにも気を遣う必要がある。

(2) 質問

VODによる授業を実施する段階で予め検討しておくべきことの一つは、質問への対処方法である。VODによる授業を計画したときに悪夢として思い浮かべたのは、質問が殺到し、担当教員がそれに対する回答に忙殺されるということであった。VOD授業が双方向性を欠くものである以上、それを補うものとして、インターネットを通じての質問とそれに対する回答を保障する必要がある。しかし、その一方で、学生が携帯メール的感觉で十分考えないまま質問をし、それに対し、どんな質問にも一つ一つ誠実に回答しなければならないことになったら、担当教員にとって大きな負担となる。しかも一つの授業の受講生が小人数ならばともかくも、例えば、200人くらいの大人数であったならば、大量の質問が届く可能性があり、それだけで教員が授業担当に尻込みしないか心配したのである。そこで、予め予想される質問をいくつか作り、それに対する回答をつけてFAQ欄に掲載した。そして、質問はメールでも受け付けるが、そのすべてに回答するわけではなく、学修の上他の学生にとっても有益な質問にだけFAQ欄で回答することを明らかにし、どうしても返事が欲しい質問については、印刷教材による授業の場合と同様に質問票を添付して郵便で質問してもらうことにした。これまでの経験から郵便による質問は少ないことが分かっていたからである。加えて、最初は各VOD授業の受講者数を50人に制限した。この結果、質問は少数にとどまることになり、授業の実施は円滑に進むことになった。結局のところ、中央大学の場合、質問の殺到ということは取り越し苦労に終わったが、VOD授業にとって質問に対しどのように対処するかということは、重要な検討課題である。

(3) 試験

VODによる授業を実施する場合、試験をどのように実施するかも意見の分かれるところである。これがインターネットを使った授業である以上、学生はその試験もインターネットを通して受験できることを期待するであろう。また、通信教育設置基準の改正により、学士課程124単位すべてをメディア授業で行うことができるようになるとともに、卒業に必要な面接授業単位30単位すべてをメディア授業で代替できるようになり、一度も大学に

来なくても制度的には卒業できるようになった結果、海外居住者も容易に通信教育課程に入学できるようになったのであるが、そのような学生を考慮するならば、インターネットを通じた試験は必須のように思われる。しかし、その一方で、この方法による試験は本人確認ができない、つまり学生本人が受験したかどうかを確認できない点が最大の難点である。この問題はどこでも共通のようで、オーストラリアで訪問した Open University も、インドの学生の獲得に力を入れていたが、不正防止のため、試験はそれぞれの地域の裁判官や弁護士などに依頼して試験を実施し、インターネットによる試験は行っていないということであった。中央大学もこの点については意見が分かれたが、最終的には、VOD 授業用の試験問題をつくり、全国各地で行われる印刷教材による授業のための科目試験と並行して実施し、本人確認を行っている。しかし、海外居住者などを考慮するなら、試験の在り方については工夫が必要であり、レポート試験や受験者が少人数であればウェブ・カメラによる本人確認など、さまざまな方法を考える必要がある。

4 VOD 授業の将来と課題

(1) 利用形態

これまで面接授業と VOD 授業とは、それぞれ別個・完結したものとして扱われてきた。VOD 授業の今後の在り方として、面接授業との併用が考えられる。中央大学の場合、VOD 授業が開始され、数も充実してきているとはいえ、面接授業受講の希望も減少してはいない。しかし、その一方で、短期集中のスクーリングについては、それが金・土・日の3日間を使って実施されるため、金曜日に会社を休めない学生が多くその点についての不満が多く寄せられている。そこで、金曜日の授業に相当する分を予め（例えば、1週間前までに）VOD 授業を受講させておき、面接授業は土・日で完結する方法が考えられないであろうか。必要ならば、視聴ログをとったり、小テストを VOD に組み込み、1日分の授業が確実に受講されているようにすることは可能であるから、両者の併用は検討に値するように思われる。

(2) サーバーの管理

VOD 授業を実施する場合の最大の障害は、費用である。なかでもサーバーの管理費用が問題となる。制作機材は一時的支払いであるが、サーバーの管理費用は継続的に必要なものであり、業者に委託する限り、毎年高額の費用の支払いが必要となる。しかしながら、通信教育部単独でシステム・エンジニアを雇うことも費用がかかるし、24時間の対応もできず、結局のところ業者に任せるのが相対的に有利ということになるのかもしれない。この点に関し、大学通信協会等を中心に、加盟校でサーバー管理会社を立ち上げたり、その他の工夫ができないであろうか。

(3) コンテンツの相互利用

今後各大学で VOD による授業が開始されたら、最初各大学でコンテンツの蓄積が十分でない間は、足りない科目を相互に利用し合うという協力関係をつくるのも一つのアイデアであろう。また、各大学でコンテンツがそろったら、それぞれが得意とする学問分野の

コンテンツをひとまとまりとして提供し合い（例えば 40 単位程度），学生は所属する大学でメジャーとなる科目群を学び，他大学の VOD 授業でサブメジャーとなる科目群を学ぶことができるような仕組みを考えることはできないであろうか。無論，総合大学の通学課程では学部間の協力でこうしたことは可能であるが，通信課程の場合は，若干の大学を別とすれば，単独でダブル・メジャー的な科目群の提供は不可能であり，大学間の協力が必要である。この場合に，通信教育の特徴を活かして，VOD 授業により地理的・大学的境界を越えて，相互に一定の科目群を提供し合うことができれば，大学通信教育にダブル・メジャーという新しい価値を付加することができることになると思われる。

5 結びにかえて

以上に見た通信教育における VOD 授業を初めてするメディア授業の展開を促すことになった IT 技術の進展は，同時に通学課程の授業にも影響を及ぼしつつある。通学課程では，学生が同一の時間に，同一の場所に集合して授業を受けることが前提となっており，メディア授業の利用は当初はあまり活発ではなかった。また Learning Management System を用いた当初の文字を中心とするメディア授業は，通学課程での対面授業に比ぶべくもなかった。しかし，ブロード・バンドの時代を迎え，またテレビ会議システムをはじめとする機器の廉価化が進み，映像や情報伝達速度の面での改善により，対面授業にも劣らないメディア授業の展開が可能となった。こうした IT 技術の発展と時を同じくして，大学では国際化の必要性が叫ばれ，テレビ会議システムを活用した外国の大学との授業の交流や外国居住の教授による授業が行われるようになった。また，学生のニーズに合わせて学部を超えて，場合によっては大学を超えて多様な授業を提供することが計画され，校舎が離れている場合におけるテレビ会議システムの利用が次第に広がっていった。そして，そうなるとそれらの授業を VOD 授業のコンテンツとすることは容易であり，これを同一時間帯に他の授業を受講せざるを得なかった学生に視聴させることも可能となる。またそのコンテンツは，実際に授業を受講していた学生にも復習用として利用価値を有するものとなる。さらに技術が進み，装置の廉価化が進めば，通学課程のほとんどの授業をコンテンツ化することは容易なものとなるであろう。

さて，このような状況が通学課程で一般的なこととなる時代はほどなくやってくるであろう。そして，このようにしてコンテンツが整備されれば，通信教育課程でもこれの利用ということが検討課題となるし，現にこれを実現している大学もある。そうなると，通学課程の授業と通信課程の授業に有意な差はなくなり，両者の融合が急速に進むことになる。そのような時代になれば，まだまだ印刷教材による授業が中心となっている通信教育課程について，その授業の在り方，ひいては通信教育課程そのものの存在意義が根本的に問い直されることになるであろう。我々は今，通信教育にとって順風と思われた IT 時代の風が一転して逆風になりかねない状況にあると言えるのであって，通学課程におけるメディア授業の進展を見据えながら，これからの時代，どのような理念のもと，どのような学生をターゲットに，どのような教育方法を用いて大学・大学院教育を提供していくのか，改めて問い直す必要があるだろう。